

は。太子の豫て相置玉ひたりしこと。太子傳曆二十六年 寅冬十二月。太子命駕科長墓處。覽造墓者。直入墓内。四望謂左右曰。此處必斷。彼處必切。欲令應絕子孫之後。墓工隨命。可絕者絕。可切者切。太子大悅。即夕旋駕云々。あり。いかなる御心にて。かゝる事を宣はせたりけむ。甚あちきなき佛心にこそ。兼好か徒然草に。此事を布演して云る説ども。聞くもいまくし。

當此時。高麗僧惠慈。聞上宮皇太子薨。以大悲之。爲皇太子。請僧而設齋。仍親說經之日。誓願曰。於日本國有聖人。曰上宮豐聰耳皇子。固天攸縱。以玄聖之德。生日本之國。苞貫三統。纂先聖之宏猷。恭敬三寶。救黎元之厄。是實太聖也。今太子既薨之。我雖異國。心在斷金。某獨生之。有何益矣。我以來年二月五日必死。因以遇上宮太子於淨土。以共化衆生。於是惠慈當于期日而死之。是以時人之彼此共言。其獨非上宮太子之聖。惠慈亦聖也。是歲。新羅遣奈末伊彌買朝貢。仍以表書。奏使旨。凡新羅上表。蓋始起于此時歟。

當此時。中臣本。當于此時。あり。爲皇太子。舊事紀に爲上奉字あり。攸縱。本に攸を欣に作る。今通證引一本集解に據て改。玄聖之德。通證云。玄聖出莊子。今按聖德之號出于此。今集解爲諡是。正統記爲諱誤。とあり。されど古代には諡のことも。諱と云ることあり。榮花物語大鏡等に。御諱貞信公。御諱忠義公など云ること。あまた見たり。これ古意なるへし。もとより人名は諱へきことわりなし。諡は死後の名なれば。凶事を厭ひて諱しこともあるへし。されは諡をこそイミナと云へけれ。大凡の人名を言を諱むは。漢國の風俗なれば。上古にはさることなかりしはもとよりなり。されは正統記の文も妨なし。○生日本之國。又云。寺島氏曰。太子則南岳惠思禪師後身。而入夢殿七日。獲前身所持法華經。以示之慧慈等之事。見太子傳及元亨釋書。疑是好事者所傳歟。而西土亦傳稱之。高僧傳景德傳燈錄等曰。我聞南岳惠思禪師。生日本爲國王。興隆佛法。或曰。此事詳見宋史及續高僧傳。然此紀所載。與佛祖統記併考。則太子誕生。在禪師入寂以前。妄謬可知耳。と云り。○苞貫三統。苞通用せしこと。既に綏靖紀に云り。三統は漢書の注に。師古曰。天地人是爲三統。とあり。○太子既薨。信友本云。一古寫本。太子上有皇字。とあり。○斷金。周易係辭に。二人同心其利斷金。とあり。○某獨。秘閣本某を其に作る。○有何益。秘閣本舊事紀等に有字なし。○以來年二月五日必死。法王帝説云。慧慈法師聞之。奉爲王命。講經發願曰。逢上宮聖王。必欲所化。吾慧慈。來年二月二十二日死者。必逢聖王。面奉淨土。遂如其言。到明年二月二十二日。發病命終也。とあり。補闕記も同じ。然

るに此に以三日と云ひ。又傳曆一説にも。吾以來年二月五日。或説曰。二月二十二日必死。竟如其言。明年二月二十二日無病而逝。とあり。この事既に上に云り。○時人之彼此。舊本之字なきよろし。○大日本史本年の紀に。冬十二月二十一日癸酉。穴穂部間人皇后崩。註。法隆寺金堂釋迦佛銘文。二十一日癸酉據法王帝説とあり。十二月二十日癸酉也。一は誤なること既に云り。かく記されたるは。然ることなれども。聖徳太子の薨を。本書の舊文のまゝに。此年の二月五日に載せなから。母後の崩をこゝに載せては。引書の意にたかへり。母後の崩は。必太子薨の前年ならては叶はず。こゝに擧たるは。編者の疎漏をまぬかれす。○奈末伊彌買。本に末を未に作れり。今水戸本集解に據て改む。次なるも同じ。○新羅。通鑑に因るに。眞平王四十三年にあたり。○以表書。考云。此前にも表書あれども。朝貢の度の表書は。此時よりと云事かと云り。按に凡新羅上表云々十二字。注文の本文になれるなるへし。信友もしかいはれたり。さらば表書を。此時に始まりといふへからず。

三十一年
癸未

三十一年秋七月。新羅遣大使奈末智洗爾。任那遣達率奈末智。並來朝。仍貢佛像一具及金塔。并舍利且大灌頂幡一具。小幡十二條。即佛像居於葛野秦寺。以餘舍利金塔灌頂幡等。皆納于四天王寺。是時大唐學問

者。僧惠齊。惠光。及醫惠日。福因等。並從智洗爾等來之。於是惠日等共奏聞曰。留于唐國學者。皆學以成業。應喚且其大唐國者。法式備定珍國也。常須達。

三十一年。今年癸未にあたり。然るに通證に。以長曆考之。一字衍。集解に三十年に作て。原作三十一。推長曆改とあり。秘閣本考本信友校本にも。一字刪れり。何を以長に。當てしにや。甚く杜撰なり。大日本史に。本書に従はれたるは。必然あるへし。太子傳曆に。太子薨後癸未年とあるなごより。しか改めたるにか。太子薨を三十年壬午の事と見れば。本より其翌癸未は三十一年なり。又太子薨を二十九年のことと見たらんにも。中一年即三十一年を隔て。薨後癸未年と記さむに妨なし。かにかに。一字を削れるは私なり。従ふへからず。○奈末智洗爾。本に末を未に誤れり。次も同じ。智洗爾の智。下文に遅とあり。洗水戸本先とあり。下も同じ。○達率奈末智。達率は百濟官名。奈末は新羅の官なり。通證に。此蓋新羅官名。以奈麻爲姓也とあれと。二國の官を兼て有ちをりし人とすへし。智下文に遅とあり。○佛像一具。水戸本云。具恐軀と云り。さもあるへし。○大灌頂幡。本に灌を觀に作る。今水戸本考本集解に據て改む。下も同じ。佛説大灌頂神咒經あり。集解引弘法大師秘藏記曰。世人以幡號灌頂。是以幡功德。先爲輪王。後成佛。名爲灌頂。以果名因

也。注曰。造幡流河水。利魚類。或張虛空。益過下族。以幡名灌頂。是得證佛果義也。以因從果立名也。とあり。○葛野秦寺。十一年紀に蜂岡寺とある是なり。○惠齊。秘閣本釋紀太子傳曆。齊を濟に作る。○醫惠日。舒明紀に醫師惠日とあり。續紀。天平寶字二年。藥司正六位上難波藥師奈良等十一人言。遠祖德來。本高麗人。歸百濟國。昔泊瀨朝倉朝廷。詔百濟國。訪求才人。爰以德來貢進。德來五世孫惠日。小治田朝廷御世。被遣唐。學得醫術。因號藥師。遂以爲姓。今愚闇子孫。不諭男女。其蒙藥師之姓。竊恐名實錯辭。伏願。改藥師字。蒙難波連。許之。とあり。姓氏錄右京諸蕃。難波連。高麗國好太王之後也。清和紀。右京人隼人正難波連鬘麻呂。同姓伊豫權掾實得。縫殿少允清宗等。賜朝臣とあり。續紀。聖武帝時。谷那庚受。賜難波連。豈亦此族歟。と氏族志に云り。さて惠日唐より歸れることを載せて。始め入唐を載せず。缺文なるへし。○從智洗爾等來之。太子傳曆云。秋七月。新羅任那使等並來朝。仍貢佛像金塔。舍利大小幡等物。又大唐學問僧慧濟。慧光。慧日。福因等來。二國使並僧等。聞太子去年薨。各向墓門。舉哀大哭。相語曰。非王之本意。何處獻佛像舍利等。領客教諭令貢朝廷。とあり。

是歲。新羅伐任那。任那附新羅。於是天皇將討新羅。謀及大臣。詢于群卿。田中臣對曰。不可急討。先察狀以知逆。後擊之不晚也。請試遣使覩其消息。中臣連國曰。任那是元我內官家。今新羅人伐而有之。請

戒戎旅。征伐新羅。以取任那。附百濟。寧非益有于新羅乎。田中臣曰。不然。百濟是多反覆之國。道路之間尙詐之。凡彼所請皆非之。故不可附百濟。則不果征焉。爰遣吉士磐金於新羅。遣吉士倉下於任那。令問任那之事。時新羅國主遣八大夫。啓新羅國事於磐金。且啓任那國事於倉下。因約曰。任那小國。天皇附庸。何新羅輒有之。隨常定內官家。願無煩矣。則遣奈末智洗遲。副於吉士磐金。復以任那人達率奈末遲。副於吉士倉下。仍貢兩國之調。

田中臣。姓氏錄。右京皇別。田中臣。武内宿禰五世孫。稻目宿禰之後也。天武紀。十三年十一月。田中臣賜姓曰朝臣。とあり。さて田中臣。下名缺たり。田中臣。稻目宿禰之後とあれば。馬子の弟または姪などにもあるへし。○中臣連國。續紀三十九。延曆七年六月。前右大臣正二位大中臣朝臣清麻呂薨。曾祖國子。小治田朝小德冠。父意美麻呂。中納言正四位上。とあり。此にも考本契沖本。國下子字あり。下も同じ。按に大中臣本系帳に。中臣可多能祐大連公有三子。曰御食子。曰國子。曰糠手子。國子之子國足。國足之子意美麻呂とあり。○請戒戎旅云々。取任那附百濟。是歲。百濟武王二十三年なり。此後何。御代にか。任那を百濟に附玉ひけん。孝德紀詔に。

所引一本。通證一本に據て改む。堪。通證一本に湛に作れり。○新羅國王。中臣本王を主に作る。○豫習。考本習を懼に作る。

冬十一月。磐金倉下等至自新羅。時大臣問其狀。對曰。新羅奉命以驚懼之。則並差專使。因以貢兩國之調。然見船師至。而朝貢使人更還耳。但調猶貢上。爰大臣曰。悔乎。早遣師矣。時人曰。是軍事者。境部臣。阿曇連。先多得新羅幣物之故。又勸大臣。是以未待使旨。而早征伐耳。初磐金等渡新羅之日。比及津。莊船一艘迎於海浦。磐金問之曰。是船者何國迎船。對曰。新羅船也。磐金亦曰。曷無任那之迎船。即時更爲任那加一船。其新羅以迎船一艘。始于是時歟。自春至秋。霖雨大水。五穀不登焉。

阿曇連。八年紀及上文に見えず。皇極元年紀に。阿曇連比良夫蓋此。と集解に云り。○新羅幣物。通證に。是八年伐新羅之時事と云り。○早征伐耳。集解に。按八年。境部臣征伐新羅。蓋其時新羅多納幣物。以略境部臣。而請服也。又將得略。故再勸征伐。前期而發軍也。と云り。○海浦。中臣本。浦を津に作

る。○其新羅以迎船。信友本云。其以下十三字疑注文と云り。ともあるへし。

三十二年
甲申

三十二年夏四月丙午朔戊申。有一僧。執斧毆祖父。時天皇聞之。召大臣詔之曰。夫出家者。賴歸三寶。具懷戒法。何無懺忌。輒犯惡逆。今朕聞有僧以毆祖父。故悉聚諸寺僧尼。以推問之。若事實者。重罪之。於是集諸僧尼。而推之。則惡逆僧及諸尼。並將罪。於是百濟觀勒僧。表上以言。夫佛法自西國。至于漢。經三百歲。乃傳之。至於百濟國。而僅一百年矣。然我王聞日本天皇之賢哲。而貢上佛像及內典。未滿百歲。故當今時。以僧尼未習法律。輒犯惡逆。是以諸僧尼惶懼。以不知所如。仰願。其除惡逆者。以外僧尼。悉赦而勿罪。是大功德也。天皇乃聽之。

三十二年。中臣本考本及集解に。二を一に改む。通證にも。以長曆考之。月朔有差。蓋是二十一年也。と云り。されど大日本史には。本のまゝに作りて。夏四月戊申下。今推本年月日。于支當移在三十一年。

然本書及諸書。皆別爲三十二年。故不遽改。姑存舊文。と云り。輒く改めかたし○戊申。三日なり○毘
 祖父。太子傳曆に以斧殺祖父とあり○賴歸。秘閣本中臣本考本。賴を頼に作る。本の訓によるにも
 とはしかありしなるへし○惡逆。律疏殘篇云。八虐。四曰惡逆。注謂毘及謀殺祖父母父母。殺伯叔
 父姑兄姊外祖父母夫。夫之父母毘謂毘擊。謀謂謀計。自伯叔以下。即據殺訖。若謀而未殺。自當不道。惡逆者常殺。不
 不。免。決。不。待。時。不。道。者。會。殺。合。原。唯。止。除。名。而已。以此爲別。故立制不。同也。
 あり。さて類史惡僧下に。三十二年四月戊午とあり。按にこの事本史に見えず。戊午は戊申の誤にて。こ
 の惡逆の僧の事を云るにか。さては三十二年とある類史も。本と同一年の差あり○諸尼。中臣本信
 友校本の一本に。尼上僧字あり○表上。考本水戸本。上表と作り○西國。天竺國なり○至于漢。後漢書
 西域傳に見えて。明帝時なり○經三百歲。通證云。佛教東流三百年。乃東晉廢帝元年とあり○至於百濟
 國。東國通鑑に。晉大元元年。百濟枕流王元年。胡僧摩羅難陀。自晉至百濟。王迎致宮內。禮敬焉。百濟
 佛法始此。三國史記 集解に。按自明帝永平元年。至晉大元元年。三百二十五年。自大元元年。至欽明
 天皇十三年。百七十年也。と云り。されは一百年は。大數を云るなるへし。もしくは一百の下。七十二
 字を脱せしにもあるへし。○佛像。
 本書旁注に。像一本僧とあり○我王は。百濟聖明王なり○法律。通證云。佛家自有法律之在也とあり
 ○以外僧尼。本に尼字脱せり。今中臣本水戸本に據て補。

戊午詔曰。夫道人尙犯法。何以誨俗人。故自今已後。任僧正僧都。仍

應檢校僧尼。壬戌。以觀勒僧爲僧正。以鞍部德積爲僧都。即日。以
 阿曇連闕名爲法頭。秋九月甲戌朔丙子。校寺及僧尼。具錄其寺所造之
 緣。亦僧尼入道之緣。及度之年月日也。當是時。有寺四十六所。僧八百
 十六人。尼五百六十九人。并一千三百八十五人。

戊午。十三日なり○僧正。これ皇國に。僧官僧位の見えたる始なり。僧官とは。僧正僧都律師以下の
 諸職をいひ。僧位とは。法印法眼法橋以下の諸階級をいふ。而して僧正僧都律師を惣稱して。僧綱と
 稱す。即ち全國の僧尼を統領し。法務を綱持する職にて。僧官中。最も顯要のものなり。僧綱の制は。
 宋の贊寧の僧史略をはじめ。釋氏要覽等の諸書にもみえたれば。もと漢土の制を參酌して。制定せら
 れしものなるへし。僧正は僧史略に云。僧正者何。正政也。自正人。克敷政令。故曰也。蓋以比丘無
 レ法。如下馬無轡勒。牛無貫繩。漸染俗風。將乖雅則。故擇下有德望者。以法而繩之。令歸于正。故
 曰僧正也。此僞秦僧碧爲始也。釋氏要覽に云。梁普通六年。勅法雲爲大僧正。此加大字之始也。とあ
 り。橘嘉樹の僧侶官位志に云。按するに後秦の時。僧徒の關に入るもの萬を以數ふ。頗ふる濫行多し。
 秦王之を患ひ。遂に僧正をおく。是れ僧徒の濫を正し彈するの官なり。因て僧正といふ。本朝にても。

推古天皇二十二年四月。僧の祖父を殺すものありて。濫行甚しければ。朝廷はしめて僧正を置て。僧尼を檢校せしめ賜へり。と云り。○僧都。集解云。按彼有僧統。未見僧都。蓋此始所命者也。と云り。僧史略云。沙門統都云々。魏文帝勅曇曜。爲沙門都統。乃自曜公始也云々。齊則以法上爲昭玄號。法順爲沙門都。然都者雖總轄之名。九官曹多以都字。而降統一等也。僧侶官位志云く。僧都の字義内典に據らす。都は統なり。僧正に亞て僧徒を都る官なり。これを四分に別れば。僧正は長官。僧都は次官。律師は判官なり。と云へり。序に云。律師は釋氏要覽云く。寶雲經云。具足十法。名律師。又律鈔解題云。律言善解一字。名律師云々。按るに一字とは。律の一字なり。○檢校僧尼。通證云。諸檢校之名出于此。と云り。○壬戌。十七日なり。○鞍部德積。水戸本積を穂に作れり。集解に。按蓋鞍作鳥之子。鳥出二十四年紀とあり。考へし。○法頭。孝德紀に。以來目臣三輪色夫君。額田部甥。爲法頭とあり。元亨釋書に。置寺司曰法頭。後世玄蕃寮所掌職也。と集解に云り。通證云。壺囊抄。以法頭爲寺司者。恐不是。今俗謂唱導者爲法頭。蓋此是義也。と云り。さて法頭は。ホフトフ。ホフツ。又ノリノツカサなど訓り。何れか正しからむ。太子傳曆。奴連麻呂弟益浦。爲性堪領寺。爲法隆寺法頭。と云事あり。○丙子。三日なり。○按寺の上。類史。申字あり。○其寺所造之緣。これ諸寺の緣起文なり。○僧尼入道之緣云々。心地觀經云。發菩提心。捨離父母。出家入道。事物紀原云。唐會要天寶六年。制僧尼令。祠部給牒。とある。これ度牒なり。元正紀養老四年正月。始授僧尼公驗。僧尼令に。凡僧尼有犯。准格律。合徒年以上者。還俗。許下以告牒。當徒一年。義解謂。告牒僧尼得度公驗也。玄蕃式。

省先遣手實。申官。與民部共勸籍。即造度緣一通。省寮僧綱共署。問太政官請印。即檢其身。なとあり。○度之年月は。得度の年月を録すを云て。是を度牒と云。○寺四十六所云々。靈異記に。僧八百三十七人。尼五百七十九人。以觀勸爲大僧正。とあり。聊異なり。或人云。寺四十六所は。佛渡來七十三年の間に造る所を云。扶桑略記。持統天皇六年條に。天下諸寺。凡五百四十五寺。別施入灯分稻一千束。とあり。此三十二年より持統六年まで。纔六十五年にして。四百九十九寺益たり。○一千三百八十五人。或人云。是を四十六寺に賦は。一寺に二十人に剩れり。寺院の廣大なりしを推へし。此後續紀天平九年九月條に。施兩京四畿二監。僧正以下沙彌以上。惣二千三百七十六人。綿并鹽。各有差。と見ゆ。此數を以量らば。天下の僧侶凡三萬人に餘るへし。と云り。

冬十月癸卯朔。大臣遣阿曇連闕名阿倍臣摩侶二臣。令奏于天皇曰。葛城縣者元臣之本居也。故因其縣爲姓名。是以冀之。常得其縣。以欲爲臣之封縣。於是天皇詔曰。今朕則自蘇我出之。大臣亦爲朕舅也。故大臣之言。夜言矣則夜不明。日言矣則日不晚。何辭不用。然今當朕之世。頓失是縣。後君曰。愚癡婦人臨天下。以頓亡其縣。豈獨朕

不賢耶。大臣亦不忠。是後葉之惡名。則不聽。

阿倍臣摩侶。或本に麻呂上内字を補ひて。上文なる阿倍鳥子臣と同人としたるは。甚しき杜撰なり。

別人なること云までもあらず○葛城縣。葛城の事は既に神武紀に出○元臣之。水戸本に元を先に作れり。先臣は先祖と云に同じ○本居。通證に。宇夫須那生土也。四季談云。宇夫須那乃神爾奉_レ任。今俗以_二

生土神。混_二于氏神或産神_一者誤也。三代實錄曰。讚岐國梶洲。天川。宇夫志奈。神名式。尾張國葉栗郡宇夫須那神社。風土記云。廬入姫誕生之地故名。搜神記曰。本居廣信縣修里人とあり。

須那神社。風土記云。廬入姫誕生之地故名。搜神記曰。本居廣信縣修里人とあり。塵袋二。地儀部にも。うふすなの義を解り。通證に云るは此を

明きたるなり。なほうふすなの事。景行紀にあり。さてこの氏の本居の事。次に云○因其縣爲姓名。按に蘇我氏の本居葛城なること。たしかなるものに見えねと。姓氏錄左京皇別。葛城朝臣。葛城襲津彦命之後也。とありて。襲津彦命葛城にすめることは。既に見えたる如し。其御女磐之媛皇后のために。葛城部を置玉ひしも。其本居なるか故なり。さて襲津彦命孫玉田宿禰。其子圓臣。葛城に住めることも。雄略紀に見えたり。されは嗣々に其地に住て。一族の本居と爲しものとおほゆ。さて襲津彦命の兄なる蘇我石河宿禰も。其もとな

ほ葛城に居住ることなどありて。此氏も。又葛城を本居とせしことありもやしけん。葛城縣者。元臣之本居也。と云る。即其よしなり。されと葛城には國造もあり。神武紀に出。天皇の御縣もありて。倭國の御縣の内なり。其土地入交れる中には。蘇我の族の知れる地もありしなり。其證は。上宮法皇帝説に。葛木寺賜_二葛木臣_一

とあるを。太子傳曆には。賜_二蘇我葛木臣_一とありて。もと蘇我氏なり。釋紀引伊豫風土記載たる湯岡碑文に。法興六年十月。歲在_二丙辰_一。我法大王。與_二惠慈及葛城臣_一。遣_二遙夷與村_一。とあるも。蘇我葛城臣なるへし。また崇峻紀に。葛城烏那羅とある人など。みな其氏なり。されは葛城に此氏の居りし事も明かなり。皇極紀に。蘇我蝦夷大臣。祖廟を葛城高宮に立られしこともあり。因_二其縣_一爲_二其姓名_一とある。即このよしなり。然るに記傳に。此事を心得すと云れ。またこれを以見れば。蘇我は葛城郡にあるへさか如くなれと。今も曾我村高市郡に在て。葛城下郡の堺に近ければ。古は此あたりまで。蘇我縣の内にもやしけんと云はれたれど。蘇我と葛城とは。もとより別處なり。もし右説の如くならば。蘇我葛木臣と云へばよしなし。このわかちなくはあるへからず。よく思ふへし。○常得其縣。葛城縣は。右に云るか如く。旨と

天皇の御縣なるか故に。其を盡く賜りて。蘇我氏の有とせまく欲する詞なり○出之。莊二十二年傳。陳厲公蔡出也。杜注。姊妹之子曰_レ出。また後漢書注に。出生也などある意なり○舅。倭名抄。母方乃乎知爾雅云。母之昆弟爲_レ舅などあり○夜言矣則。本に則字脱したり。今通證引一本水戸本及下文に據て補○亡其縣。本に亡を已に作る。今集解に據て改○則不聽。此大詔まことに貴し。正統記に。中古となりては。庄園多く立られ。不輸の處出來しより。亂國とは成れり。上古には此法の堅かりけるにや。と云れたるが如く。この頃となりては。王土を自家の庄園と爲たるか。國々に多かりしことを。歎き思召しけるに。今又大臣のかく迫り奉りたるを。何となく止め玉ひしなり。此天皇は。姬命には坐しかと。直正しき御心坐けることは。十五年二月の詔に。神祇を祭拜したまふへきよし。宣ひ出たる。太子と馬子と。餘りに佛を尊み。神を蔑する事を歎き坐し。今又馬子の威權を抑へ玉へるなど。尋常の御心

にして。かくは坐なんや。これには馬子輩も。何とも押返し奏すべき詞もなかりけん。いともくも。貴き大御詔なりかし。

三十三年
乙酉

三十三年春正月壬申朔戊寅。高麗王貢僧惠灌。仍任僧正。

三十三年。信友校本に引る交野本。及中臣本水戸本考本等に。三十二年に作る。既に通證集解等にも。長曆を以て考へて。しか云れたり。大日本史には。舊文に據りて。正月戊寅の下に。本書曰。春正月壬申朔戊寅。今推之。干支不_レ合。蓋誤三十二年。爲三十二年。今姑從_レ舊文。と云り。これまた輒く改むへからず。○戊寅。七日なり。○貢僧惠灌。元亨釋書傳智云。慧灌高麗人。入_レ隋受_レ嘉祥吉藏之旨。推古二十三年。貢_レ于本國。勅住_レ元興寺。其夏天下大旱。詔_レ灌祈_レ雨。灌着_レ青衣。講_レ三論。大雨乃下。上大悅。擢爲_レ僧正。後於_レ河洲。創_レ井上寺。弘_レ三論宗。とあり。三論宗の祖なり。

三十四年
丙戌

三十四年春正月。桃李華之。三月。寒以霜降。夏五月戊子朔丁未。大臣薨。仍葬_レ于桃原墓。大臣則稻目宿禰之子也。性有_レ武略。亦有_レ辨_レ才。以恭_レ敬_レ三寶。家_レ於飛鳥河之傍。乃庭中開_レ小池。仍興_レ小島於池中。故時人曰。島大臣。六月雪也。是歲。自_レ三月至_レ七月。霖雨。天下大飢之。老者噉_レ草

根_レ而死_レ于道垂_レ。幼者含_レ乳。以母子共死。又強盜竊盜。並大起之。不可_レ止_レ。

三十四年。中臣本水戸本交野本等に三十二年とあり。されど長曆に依るに。三十二年にては差へり。本のまゝにてよろし。次に云。○丁未。二十日なり。もし此年を三十二年とする時は。五月は甲午朔にて。丁未日なし。○大臣薨。扶桑略記に。推古天皇三十四年丙戌。五月二十日。大臣蘇我宿禰馬子薨。七十六歳也。遺言畫_レ聖德太子像。自跪_レ其像前_レ之繪。張_レ吾墓前_レ云々。この事太子傳曆にも見えたり。○桃原墓。雄略紀に上桃原。下桃原。真神原とあり。集解引_レ太子傳備講_レ曰。河内國石川東條。在_レ太子御廟東南。とあり。通證に。高市郡島莊村有_レ荒墳_レ疑此。とあるは信かたし。○性有_レ武略云々。略記云。性稟_レ武藝。任_レ大臣。四十一。とあり。○家於飛鳥河之傍。大和志云。高市郡飛鳥村島莊村。有_レ島宮古蹟_レ即是。とあり。○島大臣。按に萬葉に島宮。島之榛原など見えたるは。惣て此島より出たり。○強盜竊盜。四字引合ヌスビトと本訓に云れど。倭名抄。竊盜和名美曾加奴須比止。群盜一云強盜。見_レ唐律_レとあり。賊盜律云。凡強盜謂_レ以_レ威若力_レ而取_レ其財_レ。先強後盜。先盜後強等上。○大日本史云。是歲以_レ蘇我蝦夷_レ爲_レ大臣。注に公卿補任。愚管抄。一代要記。とあり。

三十五年
丁亥

三十五年春二月。陸奥國有_レ貉_レ比_レ人以歌之。夏五月。有_レ蠅_レ聚集。其凝_レ累

十丈之浮虚以越信濃坂。鳴音如雷。則東至上野國而自散。

貉。倭名抄。毛群部貉。説文云。貉。漢語抄云。似狐而善睡者也。無之奈。似狐而善睡者也。名平士那。新撰字鏡。貉半奈志。恐牟之奈誤。とあり。是は狸の一種にて。頭尖り。鼻出目青色。身は黄黒褐色と。本草啓蒙に記せり。なほ垂仁紀に云り。比人。本傍注一本。秘閣本。中臣本。比を化に作れり。比ならばマシリテの方なり。化ならばナリテなり。○信濃坂は。信濃國伊奈郡と。美濃國惠奈郡との堺なる山坂にて。既に日本武尊の段に出。これを指確日而言と。通證に云れたるは。甚く地理たかへり。次文に東至上野國而自散とあるに。似付はしきか如くなれと。昔より確日を指て。信濃坂と云ること更になし。

三十六年
戊子

三十六年春二月戊寅朔甲辰。天皇臥病。三月丁未朔戊申。日有蝕盡之。壬子。天皇病甚之不可諱。則召田村皇子謂之曰。昇天位而經綸鴻基。馭萬機以亭育黎元。本非輒言。恒之所重。故汝慎以察之。不可輒言。即日召山背大兄教之曰。汝肝稚之。若雖心望而勿誼言。必待群言以宜從。

甲辰。二十七日なり。○戊申。二日なり。通證云。長曆曰。今曆推三日食。得三月朔戊申。古曆以一大一小爲曆。故二日也。と云り。○日有蝕盡之。日蝕此に始めて見えたるは。おのづから洩れたるなり。又云。所謂皆既也。通鑑唐太宗貞觀二年戊子。三月朔日食。とあり。即此日なり。蝕は榮なるへし。○壬子。六日なり。○不可諱。管子史記等に出。病の治らざるを云。舊訓にイユヘカラスと訓り。○田村皇子。即舒明天皇なり。敏達帝の孫。押坂彦人皇子の御子なり。田村は。皇子の御母糠手姫。一名田村皇女とあり。既に云り。○本非輒言。輒く言へきものにあらすと云の意なるへし。○不可輒言。秘閣本中臣本。輒を輕に作る。舊訓にカルカルシクと訓り。さて太子傳曆云。二月天皇不念。遺詔曰。田村皇子宜纂大業。仍詔山背大兄王曰。汝年少。宜從群臣。即崩于大殿。とあり。○山背大兄。太子傳曆に。山背大兄。聖德之子。母蘇我馬子宿禰女川上嬪。とあれど。拾遺記に引る上宮記の系に。法大王娶卷宜汗麻古大臣女子。名刀自古郎女。生兒山尻王。兄王也。財王。俣支王。片岡王。四王也。とあるを正しとすへし。なほ其次に。尻大王。娶其妹春米王。生兒波王。麻里古王。弓削王。作々女王。加布加王。乎波利王。合六王也。とあり。法武帝説にも。聖王娶蘇我馬子叔尼大臣女子。名育古郎女。生兒山代大兄王。此王有賢尊之心。棄身命而愛人民也。後人與父聖王相濫。非也。次財王。次日置王。次片岡女王。以上四人。とあり。此も合り。大兄王の御子をも記して。右の作々女王の次に三島女王あり。其他にも御名に少しき異同あり。また補闕記にも出てたり。弓削王の次に佐保女王あり。傳曆も同じ。されど此女王は。多

米王の子に佐富女王あれば。補闕記或は姪を誤て孫と爲るならんと證注に云り。さてこの山背大兄王は。皇極紀二年に。入鹿の爲に殺され玉へり。下に出○肝稚之。肝を胸また心などに通はせても云。また心コ、ロキモ肝コ、ロキモなと連ねても云へれば。肝稚は心稚なと云か如し。今にもよく言ツことなり。然るに通證に。肝大。及大膽之語。本ニ於靈樞及孫思邈之言ニと云れたるは非なり。自ら似たるまてなり○群言。尙書泰誓に出。

癸丑。天皇崩之。時年七十五。即殯モカリス於南庭オホニハニ。夏四月丁丑朔辛卯。雩零アフレフル。大如モシ桃子モシ。壬辰。雩零。大如モシ李子。自春至夏旱之。秋九月乙巳朔戊午。始赴シ天皇喪禮モノコト。是時群臣各誅シノヒトマフス於殯宮。先是天皇遺シ詔於群臣曰。比年五穀不登。百姓大飢。其爲朕興陵。以勿厚葬。便宜葬于竹田皇子之陵。壬辰。葬竹田皇子之陵。

癸丑。七日なり。記には戊子年三月十五日癸丑崩とあり。年と月とは合へり。十五日は差へり。但し癸丑は合り。記傳云。此記注に干支を記せること。上に例なければ。是は書紀に依て後に加へたるにや。又若もとよりの文ならば。書紀と干支の傳の異なるなり。書紀は丁未朔なれば。癸丑は七日なり。

此注にては己亥朔なりと云り○時年七十五。記傳云。此天皇の年紀違あり。崩年七十五ならば。欽明天皇の十五年に生坐るなり。然るに敏達天皇の五年に。皇后に立玉へるを。此卷初に十八歳とあるはいかゞ。其年は二十三歳にあたり。又三十四歳の時。敏達天皇崩とあるも違へり。かの天皇崩年は三十二歳にあたり。立后十八歳とすれば。二十七歳にあたり。いかゞ。崇峻天皇崩の年三十九歳とあるは合へとも。三十四歳云々とは合はず。と云れたるか如く。此天皇の御年は。すべて合はず。大日本史に。崩下不書享年。注曰。本書注。時年七十五。水鏡。皇胤紹運錄。皇代略記。皇年代略記。愚管抄。一代要記。並曰七十三。今從皇代略記丙子歲生算之。則實爲七十三。從本書十八歳立爲皇后之文。則七十六年也。未レ知孰是。と云り。さて記に坐小治田宮治天下參拾漆歳とあるは。記傳に。此年數は即位の年より計へたるものなりと云れたるか如し。然るを集解に。參拾漆歳。蓋參漆倒。從十八歳立爲皇后之文。則七十六也。と云れたるは非なり。○丁丑朔。本に壬午朔とあり。考本信友校本に據て改つ。集解にも推長曆改とあり○辛卯は十五日なり○壬辰は十六日なり○乙巳朔戊午。本に己巳朔戊子とあり。通證に當作乙巳朔戊午。十四日也。とあり。今乙巳は考本に據り。戊午は集解に據て改。大日本史にも。今推甲子。九月乙巳無戊子壬辰。必有錯誤。と云り○赴天皇喪禮。本に赴を起に。喪を哀に作れり。今赴は本旁注に據り。喪は秘閣本中臣本山田本に據て改めつ○比年。本に比を此に作る。秘閣本。通證引一本。集解に據て改○壬辰。乙巳朔を以算すれば。戊午は十四日なること。上に云る如なり。さて本月壬辰なし。通證に十四日と爲したるは誤

なり。信友本云。今推甲子。九月乙巳朔。而無戊子壬辰。蓋八月也。長曆曰。此月無戊子壬辰。必月日有誤。八月支干一乎。と云り。按するに。八月乙亥朔の誤と見る時は。戊子は十四日。壬辰は十八日なり。されど。さる本なければ。従ひかたし。また考本には。壬辰は十月十九日と云説あり。壬上に十月朔甲戌と云。五字脱するかと云り。何れも押當たる説也。大日本史にも。九月己巳朔。今推甲子。九月乙巳朔。無戊子壬辰。必有錯誤。と云れたり。

さて同史云。凡書葬地不日。而書於嗣帝紀。然當此時。皇嗣未定。無所係屬。故書于此。と云り。○竹田皇子之陵。竹田皇子は。敏達帝の皇子。御母は天皇なり。さて天皇御陵の御事は。記に御陵在大野岡上。後遷科長大陵也。とあり。記傳云。大野岡上は。敏達卷に。十四年蘇我大臣馬子宿禰。起塔於大野丘北。設齊云々。とある地なるへし。武郷云。此地は高市郡なり。既に高又大武紀に云々。到大野。以日落也。及夜半。

大野丘北。設齊云々。とある地なるへし。武郷云。此地は高市郡なり。既に高又大武紀に云々。到大野。以日落也。及夜半。

大和國平群郡。此葬大和志に在。高安村と云へり。なともあれと。これらには非し。科長大陵。師は大字は。上の誤かと云れしは。科長中陵あればなり。されど此は科

長なる御陵ともの中に。大野岡なるへし。さて後に科長に改葬奉りし事の。書紀には漏たるなるへし。かの遺詔に。民の苦をおもほしめして。厚く葬ることを停め玉へるに。科長御陵は大陵とあれば。甚大なりと聞ゆれば。初に葬奉り御陵にか詳ならず。

記に依れば。竹田皇子陵。大野岡なるへし。さて後に科長に改葬奉りし事の。書紀には漏たるなるへし。かの遺詔に。民の苦をおもほしめして。厚く葬ることを停め玉へるに。科長御陵は大陵とあれば。甚大なりと聞ゆれば。初に葬奉り御陵にか詳ならず。

内國石川郡。兆域東西二町。南北二町。陵戸一烟。守戸四烟。扶桑略記に。康平二年六月二日。河内國司言。上。盜人發推古天皇山陵之由。と云へり。大和志に。在南山田村と云り。前皇廟陵記に。とあり。一隅抄に南山田村字高家とあり。

彦人大兄皇子。押坂彦人大兄皇子とも申せり。敏達御子也。○糠手姫皇女。彦人大兄の御異母妹なり。記云。日子人太子。娶庶妹田村王。亦名糠代比賣命。生御子。坐岡本宮。治天下之天皇。次中津王。次多良王。とあり。○葬の訓ミハ、フリは。後にハウフリと訓るより。うつりて云るなるへし。

當是時。蘇我蝦夷臣爲大臣。獨欲定嗣位。顧畏群臣不從。則與阿倍麻呂臣議。而聚群臣。饗於大臣家。食訖將散。大臣令阿倍臣語群臣曰。今天皇既崩無嗣。若急不計。畏有亂乎。今以詎王爲嗣。天皇臥病之日。詔田村皇子曰。天下大任。本非輒言。爾田村皇子。慎以察之。不可緩。次詔山背大兄王曰。汝獨莫誼。謹必從群言。慎以勿違。則是天皇遺言焉。今誰爲天皇。時群臣嘿之無答。亦問之非答。強且問之。

蝦夷臣は。馬子の子なり。○獨欲定嗣位。蝦夷の心に。此天皇を嗣位に立奉らむと定めたるもの。群臣の不從を願畏たるなり。此事次に云。太子傳曆。當此時。唯有田村皇子山背大兄王。大兄王。是上

宮聖德之子。母蘇我馬子大臣之女。其舅毛人臣。見亦爲大臣。民望所係。唯在此王。大臣欲令嗣帝位。恐群臣不協。大會朝臣。問曰。誰可嗣位。群臣無敢先答。是日大部鯨子連。獨進曰。試以順遺詔。立田村皇子。不可更議云々。とあるは此紀と異なり。○阿倍麻呂臣。已に出。蘇我氏に親しき人なり。これを集解に。孝德天皇元年紀。安倍内麻呂臣と同人としたれど。證なし。○詎王。平氏傳雜勘文に引るには。詎を誰とあり。○天下大任本非輒言。この詔を推古紀には。昇天位。經綸鴻基。馭萬機。以亭育黎元。本非輒言。恒之所重。故汝慎以察之。不可輒言とあり。詳略の差別はあれど。同趣の御言なり。次に委く云へし。○察之の一訓に。ミノラセヨとある義不詳。誤なとあるか。○莫誼譴。本譴を護に作る誤なり。今活字本中臣本等に據て改む。字書に謹譴也とあり。集解には即て譴に作れり。

於是大伴鯨連進曰。既從天皇遺命耳。更不可待群言。阿倍臣則問曰。何謂也。開其意。對曰。天皇曷思。歟。詔田村皇子曰。天下大任也。不可緩。因此而言。皇位既定。誰人異言。時采女臣摩禮志。高向臣宇摩中臣連彌氣。難波吉士身刺。四臣曰。隨大伴連言。更無異。許勢臣大麻呂。佐伯連東人。紀臣鹽手。三人進曰。山背大兄王。是宜爲天皇。唯蘇我

倉摩呂臣更名雄當獨曰。臣也當時不得便言。更思之後。啓爰大臣知群臣不和而不能成事。退之。

大伴鯨連。拾遺記に。平氏傳文を引て。大部鯨子獨進云々とあり。鯨連は。既に蘇我氏に同意せれば。此言を先言へる也。○采女臣。記に。宇摩志麻遲命。采女臣之祖。姓氏錄右京神別。采女朝臣。石上朝臣同祖。神饒造日命六世孫。大水口宿禰之後也。和泉。采女臣。神饒速日命六世孫。伊香我色雄命之後也。とあり。天武紀。十三年十一月。采女臣賜姓曰朝臣。氏人は。天武紀に采女臣筑羅あり。稱德紀。天平神護元年二月。攝津島下郡人。右大舍人采女臣家麻呂。采女司采部。采女臣家足等賜朝臣と見ゆ。氏族志に。按二年。采女造賜姓曰連。釋日本紀造作直。東大寺古文書。天平勝寶中。有但馬二方郡人。采女直。眞島。除目大成鈔。堀河帝時有出雲掾字禰倍宿禰延方諸姓。並不詳。出自。故附于此とあり。○高向臣。姓氏錄右京皇別。高向朝臣。武内宿禰六世孫。猪子臣之後也。記云。蘇我石河宿禰者。高向臣之祖也。とあり。高向は越前坂井郡。因幡八上郡の地名。河内錦部郡に今あり。天武紀十三年十一月。高向臣賜姓曰朝臣。氏人は。皇極紀高向臣國押あり。常陸風土記に。孝德帝時。高向臣名欠。阪東總領たるよし見えたり。○中臣連彌氣。中臣本系帳に。御食子鎌足公の父。可多能祐大連の子とあり。姓氏錄に御食子とあり。○難波吉士。既に出。○許勢臣。崇峻天皇紀に出。皇極紀。小德巨勢臣德太。○佐伯連。崇峻紀に出。○蘇我倉摩呂臣。更名雄當。公卿補任に。馬子之子。倉山田麻呂之父。とあり。雄當は雄正に作れり。大日本史。倉山田石川麻呂

呂傳に大臣馬子之孫。倉麻呂之子也とあり。

先是。大臣獨問境部摩理勢臣曰。今天皇崩無嗣。誰爲天皇。對曰。舉山背大兄爲天皇。此時山背大兄居於斑鳩宮。漏聆是議。即遣三國王。櫻井臣和慈古二人。密謂大臣曰。傳聞之。叔父以田村皇子欲爲天皇。我聞此言。立思矣。居思矣。未得其理。願分明欲知叔父之意。於是大臣得山背大兄之告。而不能獨對。則喚阿倍臣。中臣連。紀臣。河邊臣。高向臣。采女臣。大伴連。許勢臣等。仍曲舉山背大兄之語。既而便且謂大夫等曰。汝大夫等共詣於斑鳩宮。當啓山背大兄王曰。賤臣何之獨輒定嗣位。唯舉天皇之遺詔。以告于群臣。群臣並言。如遺言。田村皇子自當嗣位。更誰異言。是群卿言也。特非臣心。但雖有臣私意。而惶之不得傳啓。乃面日親啓焉。

境部摩理勢は。太子傳曆に。大臣叔父蘇我境部臣境瀨とある是なり。此人の事既に出。次にも云へし。

舉山背大兄云々。大日本史に此事を。推古帝崩無嗣。時摩理勢姪蝦夷爲大臣。竊與摩理勢議所立。摩理勢嘗與豐聰耳太子相善。建言當立山背大兄王。蝦夷欲以遺詔立田村皇子と書り。三國王。系詳ならず。櫻井臣。姓氏錄左京皇別。櫻井朝臣。石川朝臣同祖。蘇我石川宿禰四世孫。稻目宿禰大臣之後也。天武紀十三年十一月。櫻井臣賜姓曰朝臣とあり。櫻井地名なり。今大和國十市郡。櫻井村。櫻井驛。大和志に見えたり。氏は。東寺文書に。醍醐帝時。右京大屬櫻井觀藏あり。此裔なるへし。和慈古。名義未詳。鷺子の義か。叔父。集解に。按太子傳。大兄之母馬子之女。蝦夷即外叔父也とあり。まことの叔父ならずとも。叔父と稱すること。既に云り。立思矣居思矣。萬葉集三に。立而居而。念曾吾爲流。十一に。立念。居毛曾念。紅之。赤裳下引。去之儀乎。河邊臣。推古紀三十一年に。小徳河邊臣禰受と云人みゆ。是人にや。曲舉。萬葉に曲を都婆良と訓み。委曲を都婆良可と訓り。又奥山之。八峯乃海石榴。都婆良可。ともあり。詳字をツマヒラカと訓るに同じ。ケクは辭なり。これを通證に。末比反婆也。とあるは誤れり。ツハラもツマヒラカも同言なり。反切など云へからず。又ツフサとも云り。ツハヒラケクのツハも。ツマも共に通へり。されはツマヒラケクと云に同じき也。謂大夫。秘閣本謂を語に作る。面を。マチハムと訓る。これも古語なれども。こゝにては少しいかゝかり。一訓にマウアハムとありしか。字畫の誤れるものなるへし。

爰群大夫等受大臣之言共詣于斑鳩宮使三國王櫻井臣以大臣之辭啓於山背大兄時大兄王使傳問群大夫等曰天皇遺詔奈之何對曰臣等不知其深唯得大臣語狀稱天皇臥病之日詔田村皇子曰非輕輒言來國政是以爾田村皇子慎以言之不可緩次詔大兄王曰汝肝稚而勿諠言必宜從群言是乃近侍諸女王及采女等悉知之且大王所察於是大兄王且令問之曰是遺詔也專誰人聆焉答曰臣等不知其密既而更亦令告群大夫等曰愛之叔父勞思非一介之使遣重臣等而教覺是大恩也然今群卿所導天皇遺命者小小違我之所聆吾聞天皇臥病而馳上之侍于門下時中臣連彌氣自禁省出之曰天皇命以喚之則參進向于閤門亦栗隈采女黑女迎於庭中引入大殿於是近習者栗下女王爲首女孺鮪女等八人并數十人侍於天皇之側且田村皇子在焉時天皇沈病不能

親我乃栗下女王奏曰所喚山背大兄王參赴即天皇起臨之詔曰朕以寡薄久勞大業今曆運將終以病不可諱故汝本爲朕之心腹愛寵之情不可爲比其國家大基是非朕世自本務之汝雖肝稚慎以言乃當時侍之近習者悉知焉故我蒙是大恩而一則以懼一則以悲踊躍歡喜不知所如仍以爲社稷宗廟重事也我少少以不賢何敢當焉當是時思欲語叔父及群卿等然未有可導之時於今非言耳

啓於山背大兄。本に兄字脱せり。秘閣本に據て補ふ。考本信友校本には。兄王の二字あり○來國政。通證に。來謂將來也とあれど。信かたし。京極本には來を兼に作れり。さらは非輕輒言兼國政。なご訓へきか。集解に此解を。文意險澁有疑と云るか如く。恐らくは脱字などありしものにもあるへし。なほ秘閣本中臣本には來國の間。○慎以言之。推古紀及上文には。言を察に作れり○勿を。マナと訓るこ。とは。既に仁德紀。六十。年に云り○既而更亦云々。以下大兄王の御言なり○一介之使。史記に見えたり。左傳に一介行李。杜注に一介獨使也とあり○遣重臣。本に遣を遣に誤れり。今考本及集解に據て改む

○所導。秘閣本導を導に作る。集解には道に作れり○小小。秘閣本中臣本に少々に作れり○門下。通證に如門下省之門下とあり○禁省。漢書注に本名禁中。漢儀注。孝元皇后父名禁。避之故曰省○閣門。宮衛令に凡應入宮閣門者。義解謂。兵衛所守謂之閣門也。とあり。こゝにては大凡に宮門を云るなり○栗隈采女。栗隈は山城地名。其處より出し采女なるへし。天武十二年。栗隈首賜姓。曰連とあり。そこに云り。○栗下。考本に下を本に作れり。近江國栗太郡あり○女孺。後宮職員令に女孺一百人。また内侍司下に。檢校女孺。義解謂。下條諸氏々別貢女。雖非氏名。欲自進仕者聽。なごあり。さて女孺より采女になれるは。類史。天長七年。女孺伊勢國人村主宮道。遠江國人小長直縵。並補采女。とあり○鮪女。下に八口采女鮪女とあり。されは鮪は采の誤にて。女孺采女等とありしか。寫誤しなるへしと云る説あり○病不可諱。古訓に不可諱を。イユヘカラスと訓り○故の下。喚又召字なごあらまほし○蒙是大恩。嗣位を授け玉へる詔を蒙り玉へるなり○群卿の間に。秘閣本中臣本臣字あり。されと衍なるへし。

吾曾將イニサキニトフヲハムト叔父之病ヲユキテミヤコニハヘリ向京而居ハヘリ豐浦寺ニ是日天皇遣テ八口采女ヲ鮪女ヲ詔之曰テ爲汝タル叔父イサガヲチ大臣タメニ常爲カウレテマラス汝愁カウレテマラス言ニ百歲之後ニハ嗣位ハ非當レ汝乎ニヤ故ニ慎テ以ツ自愛ツトメヨ矣ニ既ニ分明ニ有ニ是事ヲ何疑ム也ニ然我豈ムサホランヤ饗ニ天下ヲ唯顯アラハサクキハシ聆事ヲ耳ニ

則天神地祇共ニ證コトワリモヘ之ハ是以ハ冀正欲ハ知ニ天皇之遺勅ヲ亦大臣ノツカハセ所遣レ群卿者ハ從來如ト嚴矛シテイカシホノ嚴矛此云ニ伊取ナカトリモデルコト中事モノマブス而奏請人等也トモナリ故能宜トマス白ニ叔父ニモ

居豐浦寺。大和志。添下郡豐浦寺。初名向原寺。一名建興寺。舊在高市郡。この寺は蘇我氏の建たるか故に。そこに蝦夷も居りしにこそ○遣八口采女。本に遣を遣に作る。今改む。八口は姓氏録に箭口朝臣。宗我石川宿禰四世孫。稻目宿禰之後也。持統紀に八口朝臣あれども。こゝは姓氏にはあらて。地名なるへし。天武紀に至り八口岳而視京とあるは。今詳ならねど。飛鳥京の近地なり。こゝなるはそれにはあらし。されど何れの國とも知かたし。但し姓も地名より出たること本よりなり○爲汝叔父。中臣本に爲字なし。衍なるへし。釋紀にも其説あり○天神地祇共證之。萬葉集に。天地之神。理无者社。また天地之神祇毛知寒など。天神地祇に掛て誓ふ事は。みな古の意なり。源氏にも。天地ことわりたまへ。催馬樂に。天地の神も證したへ。など後までも云り。さて此大兄王の。神かけて宜ふこといと貴し。これにつきて。此時の遺詔のこと。委くこゝに論ふへし。さるはまつ。上文なる田村皇子への遺詔に。天下大任本非輒言。爾田村皇子慎以察之。不可緩。とある御詔のまゝにては。解し奉りかたし。推古紀にこの詔を。昇天位而經綸鴻基。馭萬機。以亭育黎元。本非輒言。恒之所重。故汝慎以察之。不可輒言。とある。この詔詞。同時の事なるを。かく二項に分て記されたるを併せて。今其御心

をむかへ考れば。天位に昇りて鴻基を知しめし。萬民を育する事は。大任にして輒く言へき事ならず。朕もこの御業をは。恒に重みしき。汝田村皇子も。慎みてこれを察せよ。輒く勿爲そ。この詔なり。これ此皇子には。位を授け玉ふにあらずして。いかてかゝる詔あるへき。されはこの詔にて。遺勅の旨は。明らかに知られたるか如くなり。故其意を得て。太子傳曆に。遺詔曰。田村皇子宜纂大業。と書したり。當時大伴の鯨連か言にも。天下大任也。不可緩。因レ此而言。皇位已定。誰人異言。とさへ云へり。さてまた山背大兄王への遺勅には。汝獨莫誼謹。必從二群言。慎以勿違。とある。これも此まゝにて解かたきを。推古紀には。汝肝稚之。若雖心望。而勿誼言。必待二群言。以宜從とあり。此二を併て考へまつれば。汝未だ肝稚し。心に皇位を望むとも。必獨して勿誼ナトヨき言を。群臣の議らひに頼て。慎み違ふこと勿れ。との御言なり。されは此皇子には。嗣位を授け玉ふまでの詔は。なかりしか如し。かくては異言すへきことなきか如くなれど。今熟ら按へば。この遺勅の趣は。田村皇子天位を知り玉へる後に。記し文と見たらむには。疑なきこと能はず。さるは山背大兄王の。群大夫等に告玉へる。遺勅のさまを見奉れば。右の趣に異なり。其は大兄王への遺勅に。朕今曆運終なんどす。汝は本より朕か心腹として愛寵せり。國家の大事は朕か世のみの務にあらず。汝肝稚しと雖も。慎て察せよとなり。かくては汝未だ肝稚しと雖。天下の政事は。此までの如くに。慎みて察せよとなり。これ皇位に即け玉はぬ御子に。かゝる遺詔あるへくもあらず。さては大兄王に天下を授け玉ふものゝ如し。されど此遺詔のさまは。大兄王の御口ツカラ自出たる言なれば。疑な

き事あたはずとも云へけれど。此大兄王の御性を。よく思遣奉らは。疑ひなかるへし。其は下文に散見せし條々を拾ひてのへんに。此王佛道にあくまで染み玉ひし御心ならひは。さるものから。其御言の中に。諸惡莫作。諸善奉行。承斯言。以爲永戒。是以雖有私情。忍以無怨。復我不能違叔父。と宣ひ。また後に入鹿に攻られて。困苦み玉ひし時の御言に。三輪文屋君か勸めまつりて。東國の師を興して戦ひ玉はし必勝之。と申ける時の御言に。如卿所導。其勝必然。但吾情冀。十年不復三百姓。以一身之故。故勞萬民。又於後世。不欲民言。由吾之故。喪己父母。豈其戰勝之後。方言丈夫哉。夫損身固國。不亦丈夫者歟云々。又曰。吾起兵伐入鹿者。其勝定之。然由一身之故。不傷殘百姓。是以吾一身賜於入鹿云々。といふことあり。又其次の文中に。上宮王性順ともあるにて。此王の僞言など宣ふまじき御性なることも知られたり。さらは大兄王の御口より出たる言なりとて。疑はしき事なかるへし。此に既分明有是事。何疑也。然我豈餐天下。唯顯聆事耳。則天神地祇共證之。このたまへる御言の。いとも切なるをや。これらの事ともを以察すれば。さきに天皇の遺詔とて。田村皇子にのたまはせしは。あらぬ作り言にて。まことには。此大兄王に。嗣位を授け玉ひしものゝ量奉られたり。然るに此王は。聖德太子の御子に坐て。御威勢も其世に盛なりしことなごありければ。蝦夷の爲には。御外姪ながら。いたく忌まれ玉ひしなるへし。故田村皇子に心をよせて。遺詔をさへに。あらぬさまに取かさりて言出たりしかと。其世の群卿たちの。思ふ所もいかにあらむと。其心々を引見ら

れたりしなり。故群卿等も。みな憚りて其答をなさりしに。大伴連鯨など。この蝦夷に諂ひ媚て。既從_三天皇遺命_一耳。など言出たりけらし。されど本より。天皇の遺命ならざる事を知る輩は。山背大兄王。是宜_レ爲_三天皇_一と。固く執りて動かぬけしきあり。中にも蝦夷か叔父なる。境部摩理勢臣_{馬子}。なご。遂に従はさりしかは。此人を失はさらむ限りは。わか言の行はるまじき事を思ひて。叔姪の間に隙を生じ。摩理勢に。あらぬ冤罪を負ふせ。併せて其子等をも。みな滅_{サカ}したり。さて遂に思ふか如く。田村皇子を位に即け奉りて。己か望を遂たりしは。いはむかたなき逆_{サカ}まなるものなりかし。さて立られ玉ひし天皇の御上よりまをさんには。事の道理はおきて。天皇の御爲には。暇夷は恩人とも申へきなれば。其世の史には。みな蝦夷をよきさまに記し_レものなることは。本よりなり。されは先天皇の遺詔と云もの。みな當時のつくり言にして。眞實の遺勅は。知られぬ如くなりしものなる事は。此御世のみにあらず。後々もためしある事なり。かく見以て行けは。此時の遺詔の。まことならぬ事は。其世に知りたるものもあらめと。當時の天皇の御爲に。たれも言出ぬこととはなりけらし。かつは此紀の撰者の御心にも。御父とます。天武天皇は。即舒明天皇の御子にませは。其御心しらひのなかりことも申かたし。此_レまたさも有ぬへき御事情なり。これらの事。既に平田翁なども。しか見做したる説あり。よく史をよみたりし人といふへし。然るに此遺詔のさまを。ありの隨に心得て。太子傳曆などに。遺勅曰。田村皇子宜_レ纂_三大業_一。などしるしたるは。たゞ大凡に史をよみて。しか思ひしなれば。云に

日本書紀卷第二十二終

秘閣本中臣本終字なし

日本書紀通釋卷之五十五

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第二十三

息長足日廣額天皇 舒明天皇

息長は近江地名。天皇の御祖母は。息長眞手王の女なれば。御母廣姫も始息長に坐しけん。故御母方の名を以。此天皇の御號とも爲しならん。足日は美稱。廣額は御容貌に據れるなるへし。又此天皇。田村皇子とも申奉れり。御母の御名。田村王とも申せりしに依れるなり。○舒明の御諡。出處未詳。集解に。淮南子原道訓曰。舒之慎於六合。卷之不盈於一握。約而能張。幽而能明。と云文を引れたれど。かなへりともおもはれず。

舒明天皇紀

息長足日廣額天皇。淳中倉太珠敷天皇孫。彥人大兄皇子之子也。母曰糠手姫皇女。豐御食炊屋姫天皇二十九年。皇太子豐聰耳尊薨。而未立皇太子。以二十六年三月。天皇崩。九月葬禮畢之。嗣位未定。

も足らぬ事なりかし。近き頃粟田寛も。此事に心附て。蘇我氏專權より。舒明を押し立ててしに相違なし。當時諸大夫みな。其權威倒せられたり見えたり。然るに日本史論贊に。摩理勢か事を。みたりに皇位を議し。終に死に及ひたるは宜也。など云るは。甚しき非なり。と云れたる。これまたさることなり。○如嚴矛取中事而云々。これは君と臣との中間を。偏頗なく取持て。事行ふ人の譬に云り。釋私記に。凡取矛立地之時。必取其中。故云とあるか如し。大嘗會中臣壽詞に。本末不傾。茂槍乃中執持氏。奉仕留。中臣本系帳に。高天原初而。皇神之御中。皇御孫之御中。執持。伊賀志梓。不傾。本末。中良布留人。稱之中臣云々。これらは神と君との御中執持よしにて。言義も同じ事なり。嚴は矛を美稱て云詞。奏請は。天皇の御前に物白し。仕承る職を云なり。○故能宜白叔父。君と臣との御中執持る人等なれば。その職を移して。叔父と大兄王との間をも。よきさまに執持申せと宣へるなり。

既而泊瀨仲王。別喚中臣連。河邊臣。謂之曰。我等父子。並自蘇我出之。天下所知。是以如高山恃之。願嗣位。勿輒言。則令三國王。櫻井臣。副群卿。而遣之曰。欲聞還言。時大臣遣紀臣。大伴連。謂三國王。櫻井臣曰。先日言訖。更無異矣。然臣敢之輕誰王也。重誰王也。於是數日之後。山背大兄。亦遣櫻井臣。告大臣曰。先日之事。陳聞耳。寧違叔



父哉。

泊瀬仲王は。聖徳の御子にて。大兄王の異母の御弟なり。法王帝説に。聖徳法王。娶膳部加多夫古臣女子。名善岐々美郎女。生兒。春米女王。次長谷王。とあり。この王。仲王と申すは。大兄王の次にや生れ玉ひけん。太子傳曆及補闕記等には。近代王とあり。○我等父子並自蘇我出之。御父太子は。もとより蘇我氏の出なれとも。此王は右に見えたる如く。膳氏の女の生たるなれば。父子蘇我出とは申しかたし。按に後に。馬子女子刀目古郎女の御養となりなごし玉ひし事ありて。かく言へるか。○如高山侍之。蘇我氏をば。高山とも恃み居る事なれば。叔父にも疎には爲じ。必我等の事は。よき様に計り居ることなるへければ。此方よりは彼是と申さし。と語るなり。○陳聞耳。集解に。陳下疑脫所字とあり。

是日。大臣病動。以不能面言於櫻井臣。明日。大臣喚櫻井臣。即遣阿倍臣。中臣連。河邊臣。小墾田臣。大伴連。啓山背大兄言。自磯城島宮御宇。天皇之世。及近世者。群卿皆賢哲也。唯今臣不賢。而遇當乏人時。誤居群臣上耳。是以不得定基。然是事重也。不能傳導。故老臣雖勞。面啓之。其唯不誤遺勅者也。非臣私意。既而大臣傳阿倍臣。中臣

連。更問境部臣曰。誰王爲天皇。對曰。先是大臣親問之日。僕啓既訖之。今何更亦傳以告耶。乃大忿而起行之。適是時。蘇我氏諸族等悉集。爲島大臣造墓。而次于墓所。爰摩理勢臣。壞墓所之廬。退蘇我田家。而不仕。時大臣愠之。遣身狹君勝牛。錦織首赤猪。而誨曰。吾知汝言之非。以干支之義。不得害。唯他非汝是。我必忤他從汝。若他是汝非。我當乖汝從他。是以汝遂有不從者。我與汝有瑕。則國亦亂。然乃後。生言之。吾一人破國也。是後葉之惡名焉。汝慎以勿起逆心。然猶不從而遂。赴于斑鳩。住於泊瀬王宮。

小墾田臣。姓氏錄右京皇別。小治田朝臣。武内宿禰五世孫。稻目宿禰之後也。天武紀十二年十一月。小墾田臣賜姓曰朝臣。とあり。氏人にては。天武紀に小墾田猪手。小墾田臣麻呂等あり。○磯城島宮御宇天皇。欽明天皇なり。○遇。釋紀に適に作る。集解本に改めたり。○非臣私意。秘閣本非下唯字あり。○大忿而起行。明らかに知られたる事を。又重ねて問へるには。蝦夷に大に意味あることなるを知て。摩理

勢の大きく忿れるなり○造墓は。即馬子か桃原墓なり○蘇我田家。この蘇我は地名なるへし。田家は未詳○身狹君。本に狹身に誤れり。今中臣本に據て改。姓氏錄未定雜姓。牟佐公。吳國王青清王之後也。とある此氏なるへし。記に。天押足日子命。牟邪臣之祖也。また確略紀。○錦織首。欽明紀二十一年に出○干支之義は。幹枝之義なり。仁徳紀四十年に出。訓にコノカミオト、と訓るは非なり。ヤカラなど訓へし○他非汝是。舊讀非なり。他アシクテ汝ヨクハと訓へし○有瑕。有隙にて。心の合はざるを云。源氏床夏に。うはへはいごよきおんなかの。昔よりさすかにひまありける。

於是大臣益怒。乃遣群卿。請于山背大兄。曰。頃者摩理勢違臣。匿於泊瀨王宮。願得摩理勢。欲推其所由。爰大兄王答曰。摩理勢素聖皇所好。而暫來耳。豈違叔父之情耶。願勿瑕。則謂摩理勢曰。汝不忘先王之恩。而來甚愛矣。然其因汝一人。而天下應亂。亦先王臨沒。謂諸子等曰。諸惡莫作。諸善奉行。余承斯言。以爲永戒。是以雖有私情。忍以無怨。復我不能違叔父。願自今以後。勿憚改意。從群而无退。是時大夫等。且誨摩理勢臣之曰。不可違大兄王之命。於是

摩理勢臣進無所歸。乃泣哭更還之。居於家十餘日。泊瀨王忽發病薨。爰摩理勢臣曰。我生之誰恃矣。

頃者。本に頃を頃に誤れり。今改む○聖皇は。推古天皇を指申すなるへし○不忘。本に忘を忌に誤る。今考本に據て改○先王は。聖徳太子なり○臨沒。本に沒を設に誤る。今集解に據て改。考に訖とあるも誤なり。○諸惡莫作諸善奉行。二句。涅槃經。増一阿含經等に見えたり○從群而无退。考本信友校本。群下臣字あり。本の訓に據に必ありしなるへし。退は集解に。按言勿退居とあり。其意なり○進無所歸。考本に引一本に。進下退字あり。

大臣將殺境部臣。而興兵遣之。境部臣聞軍至。率仲子阿椰。出于門。坐胡床而待。時軍至。乃令來目物部伊區比。以絞之。父子共死。乃埋同處。唯兄子毛津。逃匿于尼寺瓦舍。即奸一二尼。於是一尼嫉妬。令顯。圍寺將捕。乃出之入畝傍山。因以探山。毛津走無所入。刺頸而死。山中。時人歌曰。于泥備椰摩。虛多智于須家苔。多能彌介茂。氣菟能

和區吳能。虛茂邏勢利祁牟。

來目物部。雄略紀二年に出○兄子は。通證に胃子也と云るか如し。集解に兄を長に作るは。却て誤なり○瓦舍。通證に。此時雖レ寺。非佛殿不用瓦。故有ニ此名。と云り。なほ瓦舍の事は齊明紀に云り○即奸一二尼。此等は摩理勢父子に。冤を負せたる托言なること。次の歌にて明かなり○嫉妬の訓は。倭名抄後妻宇波奈利とあるより出し詞なり○走無所入。本に無字を重複せるは衍なり○于泥備椰摩。畝傍山なり○虛多智于須家苔。木立雖薄なり○多能彌介茂。憑歎なり。茂は辭なり○氣菟能和區吳能。毛津若子之なり○虛茂邏勢利祁牟。將隱有ニなり。守部云。此は山に籠れりし程の歌にて。未自刺頸死さりしほごに。時人の歌ひしなれば。山を探りし間。日比經たるへし。一首の意は。畝火山木立薄けれど。せめて其を憑みとしてか。毛津壯子かこもらせりけむ。あたは壯子を。誰ぞ救ひ助くる人は。あらさるか。彼蝦夷か惡を懲す人はあらぬかと。下に含めたるなり。諸抄の釋おろそかなり。と云り。まことに此解の如くにして。時人か毛津を痛く惜めるなり。毛津まことに尼を奸して。山に逃入などしたらんには。いかてかく人に惜まる事などあるべき。一首の調を聞知る人は。毛津か。かゝる冤を被りたるさまを。言外に含みてよめる歌なることを知へし。さるにても。蝦夷は惡むべきものにてありける。

元年己丑

元年春正月癸卯朔丙午。大臣及群卿。共以天皇之璽印。獻於田村皇子。則辭之曰。宗廟重事矣。寡人不賢。何敢當乎。群臣伏固請曰。大王先朝鍾愛幽顯屬心。宜纂皇統。光臨億兆。即日。即天皇位。夏四月辛未朔。遣田部連名於掖政。是年也太歲己丑。

丙午は四日なり○以天皇之璽印獻云々。先帝の崩は去年の三月なるを。それより此正月に至るまで。嗣位ましまさず。其間に蝦夷か。とかくに計らひて。山背大兄王を廢し。摩理勢を殺しなどして。遂にかく田村皇子に。天皇之璽印を獻することゝはなりしなり。上件の事とも。其月日は記さねども。九月葬禮畢之ての後とあれば。去年の冬中に。其奸謀全く成り畢りしなり。此間の事とも。多くは缺きて世に傳へすなりにけるは。いとあたらしき事なりかし○幽顯は。神人と云るも同じ。訓は其意を得たり○皇綜は。通證に。皇統也。易疏。綜謂ニ總聚一也。とあり。但し集解に。皇綜未レ知ニ所出。疑統誤。壺本作レ統。とあれば。さる本もありしなり。皇極紀に天宗と云る語もあり。なほそこに云へし○即天皇位。大日本史云。皇年代略記。皇胤紹運錄。一代要記等諸書。並云年三十七。水鏡云。四十七。按本書享年缺。今無レ所レ決。故不レ書。とあり。例に依に。こゝに以蘇我臣蝦夷ニ爲大臣ニ如故とあるべきなり○田部連。天孫本紀。物部小前宿禰連公者。田部連等祖。とあり。氏は。天武紀に田部連國忍あり。又宿

禰姓も此族なるへし。東大寺正倉院文書に。聖武帝時。攝津大屬田部宿禰家主あり。稱徳紀に。主計頭田部宿禰男足。同姓淡路守足島。白河帝時。日向人田部宗綱稱諸縣大夫と。宇佐大鏡に見え。後深草帝時。田部秀綱稱土持左衛門太郎と。葉黃記に見えたり。又物部倭古連公。依羅田部連等祖。と云るもあり。また氏族志に。續日本紀稱徳帝時。有外從五位下田部公吉女。公姓不レ知何族。とあり。○太歳己丑。年代紀を考るに。今年唐太宗貞觀三年に當れり。

二年庚寅

二年春正月丁卯朔戊寅。立寶皇女爲皇后。后生二男一女。一曰葛城皇子。近江大津宮。御宇天皇。一曰間人皇女。二曰大海人皇子。淨御原宮。御宇天皇。夫人蘇我島大臣女法提郎媛。生古人皇子。更名大兄皇子。又娶吉備國蚊屋采女。生蚊屋皇子。

寶皇女。皇極天皇に坐す。押坂彦人大兄皇子御子。茅渟王の御女なり。天皇の御女姪にあたり坐り。寶は美稱か。又地名にもあるへし。倭名抄郷名に財部あり。天武紀に財日奉造あれば。姓氏にもあるへし。○后の上。信友校本云。一古本有皇字と云り。京極本にもあり。○葛城皇子。天智天皇に坐す。葛城は御乳母の姓なるへし。○間人皇女。孝徳天皇の皇后に坐す。間人は御乳母の姓なり。○大海人皇子。天武天皇に坐り。本に人字脱たり。考本契冲校本及天武紀に據て補。○夫人の一訓ムラトシは。邑乃自

ごありける邑を。ムラと訓あやまりしものと見えたり。○法提郎媛。名義未詳。訓もホホテと訓へきか。ホテと訓へきか。さたかならず。○古人皇子。孝徳紀に出。更名も同紀になほ見えたり。○吉備國蚊屋采女。備中國賀夜郡あり。○蚊屋皇子。帝王編年記に。母姉子媛とあり。姓氏錄に。左京皇別。三島真人。出。自諡舒明皇子賀陽王也。とあり。續紀を按に。孝謙帝時。無位垂水王子三室王。姪三影王。日根王。名邊王。廬原王子。安曇王。三笠王。對馬王。物部王。牧野王孫奈羅王。小倉王。猪名部王子大湯坐王。堤王。菟原王。三上王。野原王。礪波王等。皆三島真人姓を賜はれり。この王等。蚊野皇子の裔と見えたり。拾芥抄に三島朝臣あり。後に姓を改めたるものならん。

三月丙寅朔。高麗大使宴子拔。小使若徳。百濟大使恩率素子。小使徳率武徳。共朝貢。秋八月癸巳朔丁酉。以大仁犬上君三田耜。大仁藥師惠日。遣於大唐。庚子。饗高麗百濟客於朝。九月癸亥朔丙寅。高麗百濟客歸于國。是月。田部連等至自掖玖。冬十月壬辰朔癸卯。天皇遷於飛鳥岡。傍是謂岡本宮。是歲。改脩理難波大郡。及三韓館。

宴子拔。考本に拔を稗に作れり。さて古訓に。宴音晏。拔音拜とあり。ある古訓に。アンスハイとよめ

り○丁酉。五日なり○大仁犬上君。推古紀二十二年に。唐に使はされて。翌年歸朝せり。その時の事を舊事紀に。大禮犬上御田鍬とあり。其後轉昇して大仁になれるなり○藥師惠日。この人推古紀三十一年に。唐より歸朝せしことありて。そこに云り○遣於大唐。唐錄曰。太宗貞觀五年。倭國遣使獻三方物。太宗矜其路遠。無令歲貢。と通證にあり。なほこの事唐書を引て次に云り○庚子。八日なり○丙寅。四日なり○癸卯。十二日なり○遷於飛鳥岡傍。信友校本に。遷下都字を補へり。飛鳥岡傍は。大和志云。高市郡逝回丘。在岡飛鳥二村間。蓋是とあり。舊都趾要覽云。高市郡高市村大字岡東光寺龍蓋寺通稱岡寺所在の地とあり。はやく玉林抄に。岡本宮は。橘寺のひかし逝回岡。即今の岡寺の地に礎のころとあり。萬葉に。故郷豐浦寺尼私房宴歌。明日アス香河。逝回丘之。秋芽子者。今日零雨爾。落香過奈牟。などあり。この逝回と云る地は。いと廣き大名と見え。和州五郡神社名帳略解に。高市郡甘樫神社を。在逝回郷甘樫丘前。治田神社を。在逝回郷小墾田村。今日豐浦村御歲神社を。在逝回郷田口村。大野陸田噺。など見えたり。但し和名抄の郷名にはなし。逝回丘を。ユキタムヲカと訓るなどは。みたりなり。

○岡本宮。此宮又齊明紀に。二年於飛鳥岡本。更定宮地。遂起宮室。天皇乃遷。號曰後飛鳥岡本宮。とあるも同地なり。此宮。帝王編年記に。高市郡島東岳本地是也と云り。島は今島。莊と云處。丘本は今の岡と云處なり。さて岡本宮と云名。推古紀にも見えたり。大和志に在岡村と云り○難波大郡及三韓館。通證に及當作之。或衍とあるはさることなり。拾遺記に引るには乃とあり。これは傍訓の乃字を。本文に寫し入たるならん。信友本にも衍と云り。さて難波大郡は。東生郡にて。已に推古紀に云り。三韓館は。欽明紀二十二年下に。爲唐客。造新館於

難波高麗館之上。とある處にて。古蹟在安國寺坂上。と攝津志にあり。攝津名所圖會。東生郡眞田山の北一町ばかりに舊跡あり。字を唐居殿と云とそとあり既に引て云り。

三年辛卯

三年春二月辛卯朔庚子。掖玖人歸化。三月庚申朔。百濟王義慈。入王子イレテ豐章ヲ爲質スムカハレト。秋九月丁巳朔乙亥。幸于攝津國有間溫湯。冬十二月丙戌朔。戊戌。天皇至自溫湯。

庚子十日なり○百濟王義慈。大日本史に。據三國史記東國通鑑。是時義慈未立とあり。さることなり。こゝは百濟王璋とあるへし。次云○王子豐章。これも誤なり。王子豐とあるへし。集解云。東國通鑑云。唐貞觀十五年。百濟武王四十二年。王璋薨。諡曰武。太子義慈立。義慈幼有孝友之行。時號海東曾子。是年當貞觀五年。先于通鑑二十年也。とあり。されは東國通鑑に據に。是歲武王璋立三十二年なり。義慈立は天皇十三年にあり。十一年の後なり。されは本紀は誤なり。また唐書及三國史記東國通鑑等に。みな豐とあり。皇極紀に百濟太子餘豐とあるを宜しき。餘は彼國王の姓なり。璋は父の名なり。さて章を通證引る本。及考本に璋に作る。孝德紀にもしかあり○乙亥。十九日なり○有馬溫湯。和名抄攝津國郡名有馬阿利萬。釋紀に引。攝津國風土記云。有馬郡有鹽原山。此邊有鹽湯。因以爲名。とあり

○日本書紀通釋卷之五十五

り。神名帳。攝津國有馬郡有間神社。湯泉神社。攝津志に。有馬郡温泉。湯槽深三尺有餘。廣二丈許。長可四丈。上構浴室。中分室內。曰湯。曰二湯。相傳。此泉性溫和。帶辰砂之氣。所以冠于天下。湯湯也。とあり。この神社は大穴牟遲命なり。千載集に。有馬の湯にしのひて。御幸ありける御供に侍けるに湯明神をは。三輪の明神となん申侍けると聞て。按察使資賢。珍らしきみゆきをみわの神ならは。しるしありまの出湯ならまし。

四年壬辰

四年秋八月。大唐遣高表仁。送三田耜。共泊于對馬。是時學問僧靈雲。僧旻。及勝鳥養。新羅送使等從之。

遣高表仁。此時唐太宗貞觀六年なり。舊唐書に。遣新州刺史高表仁。持節往撫之。表仁無綏遠之才。與王爭禮。不宣朝命而還。とあり。新唐書。高仁。此事次に云。靈雲僧旻。推古紀十六年の下に出。勝。姓錄山城諸蕃。勝。上勝同祖。百濟國人多利須々之後也とあり。右京に上。勝。百濟國人多利須々後也とあるを見れば。氏に云も姓に云も。同じ族なりしなり。氏人は。桓武紀に中務史生勝繼成。仁明紀に美濃人正親大令使勝廣吉等。改隸左京。外記日記に。朱雀帝時。左史生勝良義。小右記に。三條帝時。番長勝良真あり。氏族志云。出雲風土記。聖武帝時。本國大原郡大領。勝部君虫麻呂。東大寺正倉院文書。同時有出雲神門郡人。衛門府衛士勝部臣弟麻呂。及勝部首黑田。續紀。桓武帝時。有近江人勝首益麻呂。類聚國

史。同時有出雲采女勝部造眞上。類聚符宣抄。一條帝時。有香椎宮司勝伴宿禰公武。拾芥抄有勝宿禰。豈亦皆是族歟。と云り。さてまた勝を姓としたるものは。姓氏錄及其他の史ともいふ多し。此紀にも韓島勝娑婆と云人。天智紀に見えて。そこに云り。この勝の訓もさたかならず。マサとも。カチとも訓めれど。諸蕃の姓に。村主と云かあまたあれば。其に據てスクリと訓つ。この事は雄略紀に云り。考合すへし。

冬十月辛亥朔甲寅。唐國使人高表仁等。到于難波津。則遣大伴連馬養。迎於江口。船卅二艘及鼓吹旗幟。皆具整飭。便告高表仁等曰。聞天子所命之使。到于天皇朝。迎之時。高表仁對曰。風寒之日。飭整船艘。以賜迎之。歡愧也。於是令難波吉士小槻。大河内直矢伏。爲導者。到館前。乃遣伊岐史乙等。難波吉士八牛。引客等入於館。即日給神酒。

甲寅。四日なり。○到于。秘閣本中臣本に。到を泊に作れり。○大伴連馬養。大日本史大伴金村傳に。金村孫。昨。有三子。長德。日本紀。續日本紀。共不云其父。公卿補任云。金村曾孫昨子連子。今據之。馬來田。吹負。長德字馬飼とあり。馬飼は馬養なり。白雉二年に右大臣にて薨せり。扶桑略記には。長德。昨子男とあり。一世異なり。○鼓吹旗幟云々。これは唐禮に據れりしものな

るへし。唐書百官志に。節度使入_レ境。州縣築_二節樓_一。迎以_二鼓角_一。などあり○大河内直。推古紀十六年に
出。矢伏。名義未詳○到館前。到下。秘閣本中臣本及拾遺記に引るに于字あり○伊岐史。姓氏錄左京諸
蕃。伊吉連。出_レ自_二長安人劉楊雍_一也とあり。氏族志云。劉楊雍一作劉家雍或楊雍。未知孰是。且不詳其爲何代人。然本書伊吉連。序之王仁魯恭王等之後。板茂連序之盡達王之後。則其爲漢人可知。故序于此。と云天武紀十二年十月。壹岐史賜_レ姓曰連。とあり。齊明紀に。伊吉連博德。あるは。追書なるへし。氏族志云。其族
有_二板茂氏。貫_二于河内_一。姓氏錄元正紀。從五位下板持史内麻呂等十餘人。賜_レ連。又有_二滋生氏。系出_二楊雍七
世孫貴仁。仁明紀。河内人左近衛將監伊吉史豐宗等。同族十二人賜_二姓滋生宿禰_一。本書以_二楊雍爲_二唐人_一。と云り○給
神酒。神をミワと訓む事既に云り。私記。神酒和語云_二美和_一。とあり。玄蕃式云。凡新羅客入朝者給_二神酒_一。
其釀_レ酒料稻。大和國賀茂。意富。纏向。倭文四社。河内國恩智一社。和泉國安那志一社。攝津國住道。伊佐
具_二二社。各三十束。合二百四十束。送_二住道社。大和國片岡一社。攝津國廣田。生田。長田三社。各五十束。合
二百束。送_二生田社。竝令_二神部造。差_二中臣一人。充_二給酒使。釀_二生田社酒者。於_二敏賣崎。給之。釀_二住道
社者。於_二難波館。給之。とあり。古は新羅人に限らず。諸蕃使に賜ひしか。式の頃には。新羅客にのみ。
此式の残れるなるへし。さて此時の唐客の事。馭戎慨言に論ひて云。唐書に。太宗貞觀五年遣_二使者入
朝。帝矜_二其遠。詔_二有司。毋_レ拘_二歲貢。遣_二新州刺史高仁表。往諭。與_二王爭_レ禮不平。不_レ肯宣_二天皇命_一而還。
といへる此時なり。太宗は高祖といひしか子にて。唐の第二世の王。貞觀五年は。すなはち此岡本の
御代の三年にあたり。扱此時の使表仁を。新唐書又文献通考に。右の如く仁表とあれども。舊唐書

には書紀と同じく表仁とそある。與_二王爭_レ禮云々の事。書紀には見えず。但しさきの小治田の朝廷の御
時の如く。此度の使も。大宮内に召されて。天皇を拜み奉りしことも記さるへきに。さることなくて。
たゞ十月に難波津の館に入て。御酒を給はり。此の年の正月に。歸り罷りしよしをのみ記されたるは。
よしありて京には召さるりしにや。又めしつれど。かの唐書に言る如く。禮_二ことを争_レひ奉りて。不_レ平
さりし故に記されさりしか。さたかならず。そもくかの太宗と云しは。いとかしこき王にて。其國
をよく治て。さきくよりも勢勝れたるころほひにて。いよと驕れる心には。御國よりの御使の趣も。
さこそしたかひおちたらめど。思ひるたりつらむに。さはあらで。萬いと高かりけむを。思の外に
やなしと思ひて。又御使遣はさんには。必倭王某と名のりて。あやあやくあるへしとやうに。云知
らせ申さんとして。此高表仁をは遣_二せけん_一。されは表仁も。いとかみたりに驕り高ふりつ。いとも
かしく。天皇をも輕こめ奉りて。かの國に順ひをる。かたはらの國王ともと伴しなみに。あへしら
ひ奉らむとせし故に。皇朝には。すへてさる无禮あへしらひは。更にうけ玉はて。萬にさきひさりけ
んこと。さもありぬへし。伴信友も此事を論ひて。善隣國寶記。舒明三年の下に。唐録を引たる文引合はずへし。紀に同四年八月に。高表仁が來れるはこれなり。唐録に。表仁云々。與_二王爭_レ禮。不_レ肯宣_二天皇命_一而還。とあれど。紀の文にては。然ばさこえず。相應にあしらひ玉へるなり。然るに不_レ宣_二天皇命_一而還といへるは。唐録に見えたる。こなたへ申へき。と云はれ趣の言は。いと不禮しき事なれば。稜威に恐れて。申出さるつるを。歸りて争_レ禮など。譎り復命したるなるへしといへり。と云はれたり。

五年癸巳

五年春正月己卯朔甲辰。大唐客高表仁等歸國。送使吉士雄摩呂。黑摩呂等。到對馬而還之。

甲辰。二十六日なり○高表仁等歸。この時の使者は。上に云る如く。不平にして歸りしものなるへし。杜佑か通典に。由是遂絶といへり。さて唐書の右のつゞきに。久之更附新羅使者上書といへり。舊唐書には。これを貞觀二十二年のこととせり。孝徳天皇大化四年なり。本紀には此事見えす。

六年甲午

六年秋八月。長星見南方。時人曰彗星。

彗星。倭名抄天地部。彗星。兼名苑注云。彗星和名波波岐保之。言其形如帚等也。箋注。按説文。彗掃竹也。又載彗字云。彗或从彗。是彗彗同字云々。とあり。

七年乙未

七年春正月。彗星廻見于東。夏六月乙丑朔甲戌。百濟遣達率柔等朝貢。秋七月乙未朔辛丑。饗百濟客於朝。是月。瑞蓮生於劔池。一莖二花。

甲戌。十日なり○辛丑。七日なり○瑞蓮。和名抄。草木部。蓮和名波知須。通證云。蓋蜂巢也。以三形狀得。名爾雅。荷芙蕖。其實蓮。皇甫湜記。瑞蓮猗々合。替公池。祥瑞圖曰。雙蓮爲華。孝經援神契曰。王者徳

至於地。則華萃感○劔池。高市郡石川村にあり。應神紀に出○一莖二花。通證云。群芳譜曰。劔頭蓮。晋泰和間生於玄圃。謂之嘉蓮。今所在有之。とあり。此も祥瑞として記せしものなるへし。

八年丙申

八年春正月壬辰朔。日蝕。三月。悉劾奸采女者。皆罪之。是時。三輪君小鷦鷯。苦其推鞠。刺頸而死。夏五月。霖雨大水。六月。災岡本宮。天皇遷居田中宮。秋七月己丑朔。大派王謂豊浦大臣曰。群卿及百寮。朝參已懈。自今以後。卯始朝之。已後退之。因以鍾爲節。然大臣不從。是歲大旱。天下飢之。

日蝕。長曆に。諸曆推不入食限。此天變也。とあり。信かたき説なり○劎。廣韻。劎推窮罪人。とあり。本に劎に作るは非なり○推鞠。鞠鞠同。考課令。推鞠得情。義解謂。鞠者窮罪也○刺頸。劎を本に劎に誤る。今改む○田中宮。大和志に。高市郡田中宮。古蹟。在田中村。とあり。記傳云。田中。高市郡にも。添下郡にも。三代實録十。また十四卷に。大和國田中神と云あるも。同地なるへし。神樂歌に。殖つみや田中のもりとあるは。添下郡也。と云れたれど。なほ高市郡の方なるへし。大和志に。田中神。今添下郡田中村にあり。貞觀七年四月無位より從五位下。○大派王。集解に。敏達天皇皇子有三大派皇子。見四年紀。とあり。紹運錄に。敏達天皇の御子難波皇勢臣徳太。代三大派皇子。而諫。とあり。こゝに王と書るも。なほ皇子なるへし。さらば王をもミコと訓

へし。この頃は未オホキミなと稱しにはあらし。 ○豊浦大臣。蝦夷なり ○朝參已懈は。朝參せざるにはあらず。朝參の時節なご。いと濫なりしを宣へるなるへし ○以鍾爲節。鍾は鐘と同じ。古字通用せり。擊鍾を以更點を定めたる事も。唐六典に見えて。彼に取玉ひしなれど。此に見えたるを始とす。この事は。高田與清か更鍾略考と云もの。按本朝更鐘の始は。舒明天皇八年に。大派王これを用ん事を。豊浦大臣に説たるに。豊浦従はず。孝徳天皇大化三年に。禮法を定て。午時退出の鐘を撞しめ玉ふ。天智天皇十年に。始て漏刻を置て時を候ひ。それに合せて鐘鼓を打しめたまへりしなりとて。其本文を盡擧げ。職員令陰陽寮式。其他の文とも。これに預る事ともを引て。委く云れたり。今其文ともを。孝徳天皇大化三年。天智天皇十年の下に引て注すへし。さて節をト、ノへと訓るは。萬十九。等登能倍賜下。古義云。二卷。御軍士乎。安騰毛比賜。齊流。鼓音者。三卷。綱引爲跡。綱子調流。舒明紀。以鍾爲節。孝徳紀。混齊。天下。なご見ゆ。すへて登々能布と云は。離散るものを。呼立整齊るを謂言なること。右の語にて心得へし。されはこゝは朝廷に仕奉る百官人の。離散ましく。齊へ撫恵み玉ふよしなり。とあり ○大臣不從。大臣の威權を以て。皇子等の制を受けんことを嫌ひ。また朝政の壅滯を何とも思はぬ私意より。従はさりしなるへし。

九年丁酉

九年春二月丙辰朔戊寅。大星從東流西。便有音似雷。時人曰。流星之

音亦曰地雷。於是僧旻僧曰。非流星。是天狗也。其吠聲似雷耳。三月乙酉朔丙戌。日蝕之。

戊寅。二十三日なり ○僧旻僧。下文惠隱僧の例なり。孝徳紀には旻法師とあり ○流星。古本の訓に。ヨハヒホシと訓り。倭名抄。兼名苑云。流星一名奔星。和名與八比保之。とあり。或説に。呼星の義にて。此星の奔る音を以名けたりと云り。有音似雷とも。史天官書に。天狗狀如大奔星。有聲ともあれば。さもあるへし。夫木集に。うらやまし誰をみそらのよはひ星。暮るれば出て光じらん。とよめるなごは。後の結婚の義に云るなり。結婚も。もと呼ぶ義より出たるなれど。其は末の義なれば。なほ聲に依れる名の方なるへし ○地雷。神代紀に土雷の名あれども。異なり。これも史記天官書に。天鼓有音。如雷非雷。音在地而下及地。なごある文に據て。時人の名けたるか ○是天狗也。太子傳曆には。僧旻法師曰。是謂天狐也。とあり。空中を奔る獸類に。天狗と云ものあれば。それなりと云へるか。山海經。其他の星なり。また星類に。天狗と云かある事。書に見えたり。其を云るか。今にして詳ならず。應仁記に。寛正六年九月十三日夜亥刻に。坤方より良方へ光物飛渡ける。天地鳴動して。乾坤も忽折れ。世界も震裂するかと覺え云々。翌年文正改元の九月十三日同刻に。本の方へ飛歸けるを不思議なる。天狗流星と云物にて有けるとかや。など云ことも見えたり。これをアマツキツ子と訓るにつ

きて。そのもの事など。平田翁か古今妖魅考に云る説ともあれど。今ここに用なければいはず。本書につきて見るへし○乙酉朔。本に酉を丑に作るは誤なり。今秘閣本信友校本。及本書旁書に酉本とあるに依て改む○丙戌。二日なり○日蝕之。長曆に。今曆推食。八分在巳。ごあり。通鑑に。貞觀十一年丁酉二月朔日食。ごあるこれなり。

是歲。蝦夷叛以不朝。即拜大臣上毛野君形名。為將軍令討。還為蝦夷見敗而走。入壘。遂為賊所圍。軍衆悉漏城空之。將軍迷不知所如。時日暮。踰垣欲逃。爰方名君妻歎曰。慄哉。為蝦夷將見殺。謂夫曰。汝祖等渡蒼海。跨萬里。平水表敵。以威武傳於後葉。今汝頓屈先祖之名。必為後世見嗤。乃酌酒強之。令飲。夫而親佩夫之劍。張十弓。令女人數十。俾鳴弦。既而夫更起之。取伏仗而進之。蝦夷以為軍衆猶多。而稍引退之。於是散卒更聚。亦振旅焉。擊蝦夷大敗。以悉虜。

蝦夷。養老說衣比須とあれども。此頃は未エミシと云しなり○壘は。塞なり。ソコと訓るは底に同じ。この事既に云り○所如。本に如を知に誤る。今中臣本。拾遺記に引る本に據て改む○將見殺。秘閣本。殺下則字あり○汝祖等。上毛野君祖等なり。荒田別鹿我別。新羅國を征せしこと。神功紀四十九年に見え。竹葉瀨。新羅國を征せしこと。仁德紀五十二年に見えたり。通證に近江毛野臣を引きたる。○水表敵。本に敵を政ごあり。今考本京極本信友所校一古本に據て改む○令飲夫。本に令字脱したり。今秘閣本中臣本に據て補ふ○女人數十の下。人字ある本もあれど。なき方宜し○鳴弦は。音を以て感せるなり。後の鳴弦の術の事には非ず○伏仗。伏をオケルと訓るは古語なり。オクは傍に置なり。また弓にフスともいひ。オキフシとも云り。

十年戊戌

十年秋七月丁未朔乙丑。大風之折木發屋。九月。霖雨桃李華。冬十月。幸有間溫湯宮。是歲。百濟新羅任那並朝貢。

乙丑。十九日なり○桃李。本に李を季に誤る。今秘閣本中臣本集解等に據て改む○幸有間溫湯宮。攝津志に。有馬郡有馬行宮。古蹟在湯山村杉谷。舒明天皇十年幸于此。孝德天皇三年幸二行宮。即此。

十一年春正月乙巳朔壬子。車駕還自溫湯。乙卯。新嘗。蓋因幸有

○日本書紀通釋卷之五十五

三千八十五

十一年己亥

間。以闕新嘗。歟。丙辰。無雲而雷。丙寅。大風而雨。己巳。長星見西北。時旻師曰。彗星也。見則飢之。秋七月。詔曰。今年造大宮及大寺。則以百濟川側爲宮處。是以西民造宮。東民作寺。便以書直縣爲大匠。

壬子。八日なり。○乙卯。十一日なり。○新嘗。通證に記不時也。○大御病などの事ありて。有間に幸行ありしに依て。延引せしを以。故に記せしなるへし。○蓋因以下十字。信友本集解本。後人加筆とて削去れり。されとみたりに刪りかたし。○丙辰。十二日なり。○丙寅。二十二日なり。○己巳。二十五日なり。○見則飢之。晏子春秋に。彗星之出天。爲民之亂見之。と云る本文などに據て。しか云るにや。○大宮は。十二年の下に徙り玉へる百濟宮なり。大和志云。十市郡百濟宮。古蹟。飯高村。舒明天皇秋七月。搆大宮於百濟川側。故址今半入廣瀨郡。とあり。○大寺。百濟寺なり。大和志云。廣瀨郡百濟寺。在百濟屬邑二條。隣二十市郡。二代實錄爲二十市郡。とあり。二代實錄。元慶四年冬十月。大安寺三綱申牒。昔日聖德太子。創建平群郡熊凝道場。飛鳥岡本天皇。遷建十市郡百濟川邊。號曰百濟大寺。子部大神在寺近側。舍怒屢燒堂塔。天武天皇遷建高市郡夜部村。號曰高市大官寺。和銅元年遷都平城。聖武天皇遷建平城。號曰大安寺。とあり。この寺の起り。天平二十年に書る。大安寺緣起に出たるを。今ここに載す。大安寺三綱言上。伽藍緣起。并流記資財帳。初飛鳥岡基宮御宇天皇之未登極位。號曰田村皇子。是時

小治田宮御宇太帝天皇。召田村皇子。以遣飽浪葦瑤宮。令問廐戶皇子之病。勅病狀如何。思欲事在耶。樂求事在耶。復命。蒙天皇之賴。無樂思事。唯臣伊熊凝村始在道場。仰願奉爲於古御世御世之帝皇。將來御世御世御宇帝皇。此道場乎。欲成大寺。營造伏願此之一願。恐朝廷讓。止奏支。大皇天皇受賜已訖又退。三箇日間。皇子私參向飽浪。問御病狀。於玆上宮皇子命。謂田村皇子曰。愛哉善哉。汝姪男自來問吾病矣。爲吾思慶。可奉財物。然財物易亡。而不可永保。但三寶之法不絕而可。以永傳。故以熊凝寺付汝。宜承而可永傳三寶之法者。田村皇子奉命。大悅再拜白。唯命受賜而奉。爲遠皇祖并大王。及繼治天皇御世御世。不絕。流傳此寺。仍率將妻子。以衣裔裹土營成而。永興三寶。皇祚無窮白。後時天皇臨崩日之。召田村皇子。遣詔皇孫。朕病篤矣。今汝登極位。授奉寶位。與上宮皇子讓。朕熊凝寺。亦於汝毛授。此寺後世流傳。勅支。仍卽天皇位。十一年歲次己亥春二月。於百濟川側。子部社乎切排而。院寺家建九重塔。入賜二百戶封。號曰百濟大寺。此時社神怨而失火。燒破九重塔。並金堂石鷗尾。云々。○百濟川側。本に側を測とあり。兼永本應永本及太子傳に引るに據て改む。大和志云。廣瀨郡百濟川。自高市郡。流於郡東界。至于河。合入廣瀨川。とあり。○西民東民。東西は字の如し。大和河内を云にあらす。○書直。天武紀。十年十二月。書直智德賜姓曰連。とあり。應神紀十六年に注せり。縣を類史に懸とあり。誤なるへし。○大匠。孝德紀に將作大匠あり。記歌に意富多美とあり。匠の中の長なるへし。○記傳に云り。

秋九月。大唐學問僧惠隱。惠雲。從新羅送使入京。冬十一月庚子朔。饗新羅客於朝。因給冠位一級。十二月己巳朔壬午。幸于伊豫溫湯宮。是月。於百濟川側。建九重塔。

秋九月。秋字衍なるへし。○惠隱。推古紀に。志賀漢人惠隱とあり。○壬午。十四日なり。○幸。天皇皇后共に幸し事。萬葉注に見ゆ。此時の事なるへし。次に載す。○伊豫溫湯宮は。伊豫國溫泉郡にある宮の義なり。溫泉の事には非ず。釋紀引伊豫國風土記云。湯郡。大穴持命見悔恥。而宿奈毗古那命欲活而。大分速見湯。自下樋持度來。以宿奈毗古那命而漬浴者。暫間有活起居。然詠曰。眞寔寢哉。踐健跡處。今在湯中石上也。凡湯之貴奇。不神世時耳。於今世染疹病。萬生爲除病存身要藥也。天皇等。於湯幸行降坐五度也。以下大帶日子天皇。與大后八坂入姬命。二軀爲一度也。以下帶中日子天皇。與大后息長帶姬命。二軀爲一度也。以上宮聖德皇子。爲一度。及侍高麗惠慈僧。葛城臣等也。于時立湯岡側。碑文記云。法興六年十月歲在丙辰。我法王大王。與惠總法師。及葛城臣。逍遙夷與村。正觀神井。歎三世妙驗。欲叙意。聊作碑文一首。惟夫日月照於上而不私。神井出於下。無不給。萬所以機妙。應百姓。所以潛扇。若乃照給無偏私。何異于壽國。隨華臺而開合。沐神井而瘳疹。詎升于落花池。而化溺。窺望山岳之巖。反冀子平之能。往椿樹相廕。而穹窿實相五百之張蓋。臨朝啼鳥。而戲吐下。何

曉亂音之聒耳。丹花卷葉。映照玉菓。彌葩以垂井。經過其下。可優遊。豈悟洪灌宵庭意。與才拙實慚。七步。後定君子幸無虫啖也。以上以岡本天皇并皇后二軀爲一度。以後岡本天皇。近江大津宮御宇天皇。淨御原宮御宇天皇二軀爲一度。此謂幸行五度也。已上所見。釋紀十四釋紀文と校す。萬葉釋に見えたるを。此に載す。湯郡天皇等。於湯幸行降坐五度也。以上大帶日子天皇。與大后八坂入姬命。二軀爲一度也。以上大帶中日子天皇。與大后息長足姬命。二軀爲一度也。以上宮聖德皇子。爲一度。及侍高麗惠慈僧。葛城王(臣カ)等也。立湯岡側碑文一處。曰伊社邇波之岡也。所名伊社邇波者。當土諸人等。其碑文欲見。而伊社那比來。因謂伊社邇波一本也云々。以岡本天皇並皇后二軀爲一度。于時於大殿戶。有榎云(與カ)臣木。於其上集。鶴云(與カ)此米鳥。天皇爲此鳥。枝繫穗等養賜也。後岡本天皇。近江大津宮御宇天皇。淨見原宮御宇。三軀爲一度。此謂幸行五度也。已上萬葉釋三の文なり。按に此は。上の釋紀に引たる文と。全く同しかれど。彼は委しく。是はあらし。右等の文に據れば。此行幸の古蹟は。此湯岡側なる伊社邇波と云處なるへし。此を萬葉三。山部宿禰赤人か至伊豫溫泉。作歌あり。其歌に。皇祖神之。神乃御言乃敷坐。國之盡。湯者霜。左波爾雖在。島山之。宜國跡。極此疑。伊豫之高嶺乃。射狹庭乃。岡爾立之而。歌思。辭思。爲師。三湯之上乃。樹村乎見者。臣木毛。生繼爾家里。鳴鳥之。音毛不更。遐代爾。神左備將往。行幸處。とあり。なほ此碑の所在を考るに。橘春暉か北窓瑣談文政己酉刻。に。寛政甲寅の春。伊豫國道後の溫泉の側に畑ありて。昔より土民の云傳へて。不淨をいむ。もこの畑を汚す時は。祟を得て寒熱を發す。今年松山のそれか考にて。此中に必聖德太子の溫泉の碑あるへしとて。人して掘出たり。されはこそとて。未全く出終らざる前より。水にて洗ひなごして見たりしに。聖德太子。其昔溫泉へめされし時の御文章見えたりしに。其時隨從の人の姓名を載せたり。稀代の珍

物なりとて。悦び堀たりしかは。温泉のあたり近き土地を。堀穴にせし故に。温泉中へ濁り行たりしかは。所の人大に驚き。もし温泉に別條ある時は。此里の人民數百人。飢渴に及ふへし。この碑掘る事無用なりとて。皆々いましめ止めたりしかは。餘議なくて又其まゝに埋めたり。いと殘多き事なりきと。此あたりの人語りきと見えたり。この事につきて。伴信友が記せしものあり云。弘化二年夏。おのれ京にある時。伊豫の大洲近きわたりの郷人。矢野玄道と云若人。物學に京に上りたりとて。度々來通ふにつきて。道後碑の事を問ひたるに。答へたる趣。松山領にあり。城下より東方十餘町はかりに。道後の湯あり。其東北湯の元と云處に。義安寺といふ小寺あり。其寺に湯の薬師の小堂あり。堂中に平らなる石の。凡高五尺はかり。幅三尺はかりなるを建たり。いつの比よりか。其石の平面を。壁の如く土にて塗おけり。此土剝落れば災ありと云傳へて。剝れば則ち塗る例なるか故に。石面を見る事能はず。或説に文字ありといへとも。慥ならず。さて其建石の前に。尋常の薬師佛の像を安置せるかあり。予云。其建石決てかの法興云々の古碑なるへし。伊豫風土記の文に。大穴持命宿奈毗古那命とあるを。常陸なる大洗冽磯前の神は。此二神を祭れるを。薬師菩薩の號を賜ひたるに准へて。こゝなるも然申したるを。後に佛の薬師像を置たるものなるへし。北窓瑣談の。寛政六年甲寅の頃云々。元の如く埋みたりと云るは。傳聞の誤ならむといへは。玄道云。此瑣談は未見す。さる事の有無もしらすと云り。初冬に及び。玄道歸國して。春は再上京すへき由にて。別れを告るに依て。いかてよ

く計ひて尋よとあつらへつけて。其計方をも。何くれと示しやりて。玄道漢才もありて。きはめて朴質なる人なり。おのれ前に江戸にて。瑣談の説を聞て。松山藩の儒者某に。中人以て其碑の事尋つるに。おろ／＼聞及へり。尙能問質して答へむとて。年経れども未だ答なし。かの寛政六年より五十餘年。其わたりの若人などは。其時の事を聞傳へたるもあるへし。今推量するに。大旨瑣談の趣にて。其元の如く埋みたりと云は。傳聞の誤にて。實はかの薬師堂にをさめ。其祟あらむ事を恐れて。碑面を洗露せず。なほ土を塗たるか例として。今に及びたるにやあらん。其心得して。よくはからひてよと。これも玄道に語りて別れぬ。弘化二年十一月始信友記とあり。さてこの後の事。いかゞなりしにかあらん。あまりくたくしけれと。この宮處の因に此に載しつ○建九重塔。百濟寺の塔なり。通證に。塔在廣瀨郡百濟屬邑二條。三代實錄爲三十市郡とあり。さて重をコシと訓は。層級の義なり。萬葉に。之奈射加流故之とあるも。故之の枕詞に。階級放ると云るも同じ。

十二年庚子
 十年二春二月戊辰朔甲戌。星入月。夏四月丁卯朔壬午。天皇至^{カヘリオホシマシテ}白^レ伊豫^{イヅ}。便居^{スデニマシマス}厩坂宮^{ウマヤサカノ}。五月丁酉朔辛丑。大設齋^{ニブカミス}。因以請^{ニテ}惠隱僧^{ヱインソウ}。令說^{シテ}无量壽經^ニ。冬十月乙丑朔乙亥。大唐學問僧清安^{フマヤツラハ}。學生高向漢人^{クハシマシ}玄理^{クエンリ}傳^{ツタヘリ}新

羅而至之。仍百濟新羅朝貢之使。共從來之。則各賜爵一級。是月。徙於百濟宮。

甲戌。七日なり。○壬午。十六日なり。○厩坂宮。大和志に。高市郡厩坂宮。古蹟未詳。とあり。○辛丑。五日なり。○令説无量壽經。佛説無量壽經二卷あり。通證に宮講之始とあり。○清安。考本に清を請とあり。この事已に推古紀十六年に云り。○玄理。一訓にクエンリとあり。是も推古紀十六年に出。○傳新羅。傳訓ツタハリテは。ツタヒテの意なり。天武紀にもかく訓る處あり。記の垂仁段に。自尾張國傳以。追科野國とあり。仁徳段に。自其島傳而。幸行吉備國。萬葉二十に。太上天皇皇太后。幸行河内離宮。傳幸於難波宮。などあり。記傳云。歌などに。島傳ひ浦傳ひなど云常の事にて。日代宮段に。伊蘇豆多布ともあり。傳とは往たる處より。即又異處に往を云なり。と云れたるか如く。こゝも唐より新羅に傳ひ。さて本國に至れるなり。○賜爵一級は。賜冠位一級とあるも同じ。○百濟宮。去年作始玉ひし大宮なり。徙を本に徒に誤れり。

十三年冬十月己丑朔丁酉。天皇崩于百濟宮。丙午。殯於宮北。是謂百濟大殯。是時東宮開別皇子。年十六而誅之。

十三年辛丑

丁酉。九日なり。○崩。大日本史云。本書享年缺。皇胤紹運錄。愚管抄。神皇正統記。皇代略記。一代要記。並曰。即位年二十七。崩年四十九。水鏡曰。即位年四十七。未知孰是。とあり。○丙午。十八日なり。○百濟大殯は。殯宮の大なるを以。さる名を稱せしにやあらん。詳ならず。さて眞の御葬は。皇極紀二年にあり。また改葬のこと。二年紀に見えたり。○東宮開別皇子は。天智天皇なり。開別は御名なり。この事天智紀に云り。さて或説云。按此皇子於是稱東宮。皇極天皇元年紀。稱皇太子。然未見立爲皇太子。文。皇極天皇四年紀曰。讓位於輕皇子。立中大兄。爲皇太子。又孝德天皇紀云。以中大兄爲皇太子。皇年代略記曰。大化元年六月立太子。日本史。亦以孝德天皇即位元年。立爲皇太子。據之則立爲皇太子。在孝德天皇即位元年。無疑。然則以前稱東宮或皇太子者。疑以此皇子天皇之嫡子。而中興之英主。後人追稱之傍書者。遂攙入于本文者歟。又此皇子御名葛城。日本史曰。天命開別尊。其御諡號也。無皇子以諡號稱例。疑此亦後人傍書攙入謬本文者歟。と云り。この疑もさることなから。此時東宮にて坐し。蝦夷か忌嫌奉りなどして。東宮を下して。御母皇極天皇を。立まゐらし事などありしも知かたし。強ては云かたし。なほ此事は他に云へし。また開別を御諡號と思ひしも誤なり。これは始よりの御名なること。慥かなる證ありて。天智紀に云り。大日本史も。御名を記せし處には誤あり。後人傍書攙入なりとは定めかたし。本紀のまゝに心得てあるべきなり。

日本書紀卷第二十三終
秘閣本中臣本終字なし

三千九十四

昭和五年三月二十日印刷
昭和五年三月廿五日發行

(日本書紀通釋 全六册 非賣品)



製複許不

著作者

飯田武郷

相續者

飯田季治

發行者

川俣馨一

印刷者

井上源之丞

東京市小石川區竹早町三十二番地

發行所

内外書籍株式會社

振替口座東京 八九六〇番
電話小石川(85) 三〇五四番
三二六九番

刷印場工分所本社會株式刷印版凸

エト2F-55





